

KUSHIMA

第五次串間市 長期総合計画

後期基本計画

豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる

協働と交流のまち 串間

平成28年3月

宮崎県 串間市

目次

第1部	総論	1
第1章	計画策定にあたって	2
第1節	後期基本計画策定の趣旨	2
第2節	計画の性格と役割	4
第3節	計画の構成と期間	5
第4節	市民の意識の変化	6
第2部	基本構想（抜粋）	9
第1章	串間市の将来像	10
第1節	まちづくりの基本理念	10
第2節	串間市の将来像	11
第2章	将来像実現のための基本目標	12
第1節	施策の体系	12
第2節	施策の大綱	13
第3部	後期基本計画	19
	施策の成果指標（目標値）について	20
基本目標1	市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま	21
1-1	市民主体のまちづくりの推進	21
1-2	地域コミュニティの育成	24
1-3	男女共同参画・人権尊重社会の形成	27
1-4	自治体経営の推進	31
基本目標2	ともに暮らし、ともに支え合う・くしま	35
2-1	保健・医療の充実	35
2-2	高齢者福祉の充実	39
2-3	障がい者福祉の充実	42

2-4	地域福祉の充実	45
2-5	社会保障の充実	48
2-6	子育て支援の充実	51
基本目標3	ワクワクがとまらない、おどろき・くしま	55
3-1	幼児・学校教育の充実	55
3-2	生涯学習社会の確立	59
3-3	生涯スポーツの振興	62
3-4	青少年の健全育成	65
3-5	地域文化の継承・創造	68
基本目標4	みんなでつくる、元気にぎやか・くしま	71
4-1	農林水産業の振興	71
4-2	商業・サービス業の振興	81
4-3	工業・地場産業の振興	84
4-4	観光・交流活動の振興	87
4-5	雇用・勤労者対策の充実	93
基本目標5	安全・安心で、やすらぎのある・くしま	96
5-1	道路・交通ネットワークの整備	96
5-2	情報ネットワークの整備	99
5-3	住宅・市街地の整備	102
5-4	交通安全・防犯体制の充実	105
5-5	消防・防災・救急体制の充実	108
5-6	消費者対策の充実	112
基本目標6	自然の宝庫、暮らしやすい・くしま	115
6-1	環境施策の総合的推進	115
6-2	ごみ減量化等の推進	119
6-3	上下水道の整備	122
6-4	公園・緑地の整備及び水辺の保全	126
6-5	景観の保全・形成及び土地利用	129



第 1 部

総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 後期基本計画策定の趣旨

串間市では、平成22年度に基本構想と前期基本計画(平成23年度～平成27年度)からなる「第五次串間市長期総合計画」を策定し、「豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間」という将来都市像を掲げ、

「市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま」

「ともに暮らし、ともに支え合う・くしま」

「ワクワクがとまらない、おどろき・くしま」

「みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま」

「安全・安心で、やすらぎのある・くしま」

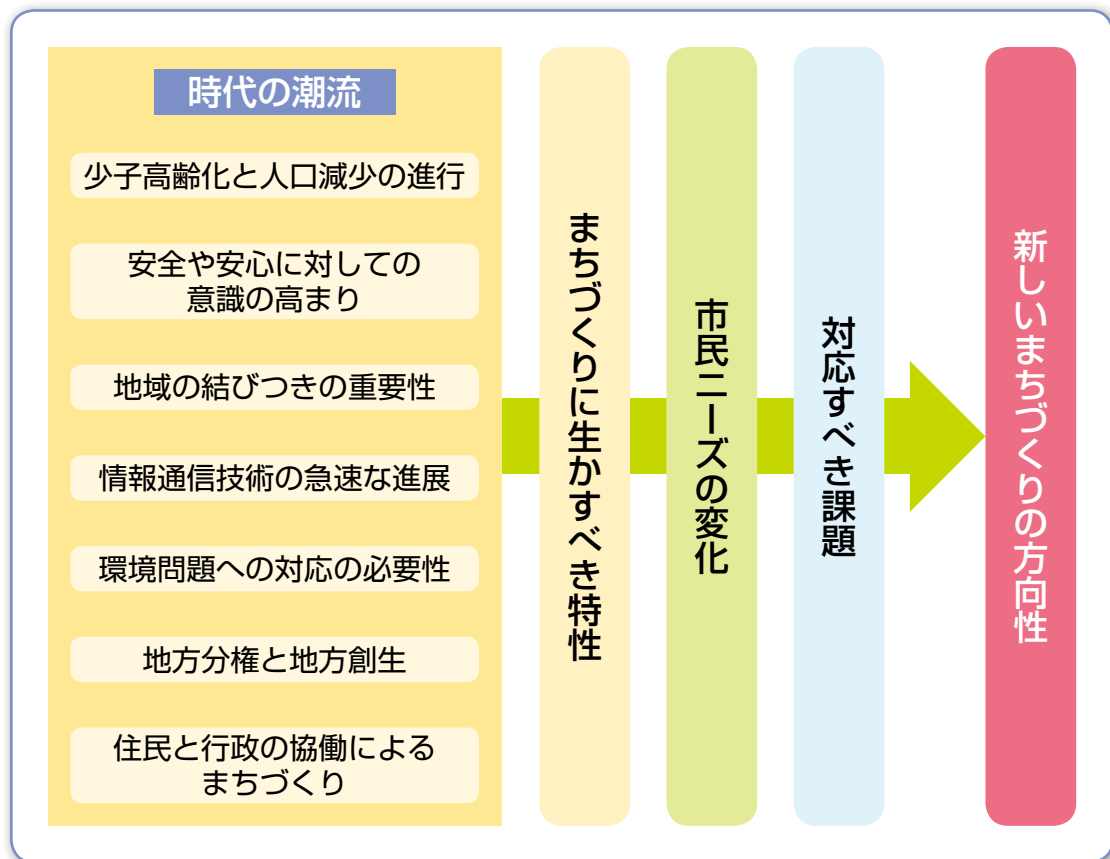
「自然の宝庫、暮らしやすい・くしま」

という6本の柱のもと、市民生活の全分野にわたる多様な施策を市の総力をあげて押し進めてきました。

しかし、本市の総人口は、一貫して減少傾向で推移しており、国勢調査による平成22(2010)年現在の総人口は20,453人であり、昭和55(1980)年の人口と比べると、8,967人(30.5%)減少していて、現在は年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少、老年人口(65歳以上)が横ばいで推移する、「第二段階」の人口減少段階にあるものと考えられます。

このような中、激動ともいえる転換期を迎えている現代に、本市が今後の後期5年間の計画期間において、どのようなまちをつくっていくのかという指針の見直しが必要になっています。

こうした動向に的確に対応し、次代の串間市を築いていくため、わかりやすく、市民の参画が得られやすい、市民と行政による協働のまちづくりの指針として、ここに「第五次串間市長期総合計画後期基本計画」を策定します。



第2節 計画の性格と役割

この第五次申間市長期総合計画は、本市の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、本市のすべての部門計画の指針となるものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 地域を経営していく総合指針

市行政においては、地方分権時代にふさわしい自立する(自己決定・自己責任)まちづくりに向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための地域経営の総合指針となるものです。

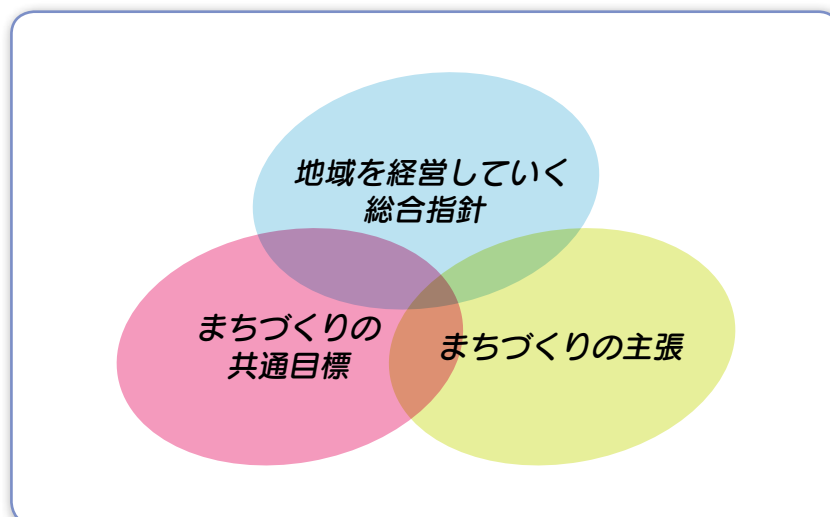
■役割2 まちづくりの共通目標

市民に対しては、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、すべての市民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割3 まちづくりの主張

国や宮崎県、広域市町村圏等の広域的な行政や周辺自治体に対しては、本市の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものとして位置づけています。

[第五次申間市長期総合計画の役割]



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下の通りです。

■基本構想

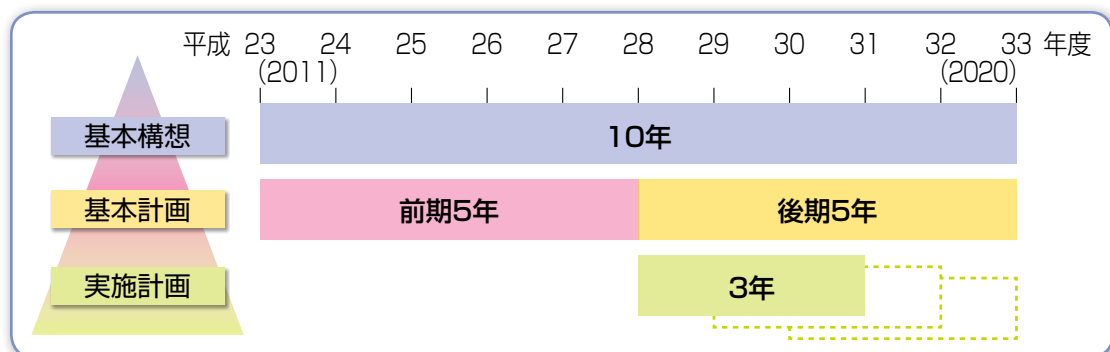
基本構想は、本市の特性、市民のニーズ、時代の潮流、本市の置かれている位置や直面する課題等を検討し、基本とすべき理念や将来像、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、平成23年度(西暦2011年度)を初年度とし、平成32年度(西暦2020年度)を目標年度とする10か年の長期構想です。

■基本計画

基本計画は、基本構想の施策の体系にもとづき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、前期5年、後期5年としますが、社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを図る仕組みを導入することとします。また、基本計画の各施策ごとに、今後10年間で目指すべき目標指標(みんなでやっ度)を定め、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価する仕組み(施策評価)の確立を目指します。

■実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策にもとづき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式^{*}により毎年見直しを行い、目標指標との連携を図って、長期総合計画の進行管理を行います。



^{*}ローリング方式：毎年見直す方式。

第4節 市民の意識の変化

本計画の策定以後、市民の意見を幅広く聞き、基本計画を点検していくため、18歳以上の市民2,000人を対象として、平成24年5月（回収率33.2%、664票）と平成26年5月（回収率36.9%、737票）に、「市民アンケート調査」を実施しています。その中から、まちづくり全体の推移にかかわる分析結果を抜粋すると、以下の通りです。

（1）まちへの定住意向

市民のまちへの定住意向を「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」をあわせた“住み続けたい”率で平成22年、平成24年と比較してみると、「全体」では平成22年から平成24年で0.4%増加、平成24年から平成26年で4.5%減少しています。

年齢では、「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」をあわせた“住み続けたい”率は「10-20代」は平成24年から平成26年で12.8%増加していますが、その他の年齢では減少しています。特に「30代」では平成24年から平成26年で10.8%減少しています。

図 今後の定住意向（平成22年、24年、26年）
（全体・10-20代・30代 %）

（全体）

	住みたい	どちらかといえ ば住みたい	どちらともい えない	どちらかとい え ば住みた くない	住みた くない	無回答
H22年	68.9	17.3	14.6	9.5	3.5	7.8
H24年	69.3	11.3	15.4	9.2	3.6	2.6
H26年	64.8	9.5	17.1	10.5	6.1	1.5

（10-20代）

H22年	50.0	20.0	18.0	28.0	4.0	4.0
H24年	46.7	15.6	22.2	20.0	11.1	0
H26年	59.5	19.0	19.0	16.7	4.8	0

（30代）

H22年	32.1	26.4	20.8	17.0	3.8	0
H24年	57.8	25.0	21.9	14.1	6.3	0
H26年	47.0	9.4	24.7	18.8	9.4	0

(2) まちの各環境に関する満足度

串間市の各環境に関する住民の評価について、満足度をたずねた54の設問項目の傾向を、“満足”（「満足している」及び「どちらかといえば満足している」の合計）、“不満”（「どちらかといえば不満である」及び「不満である」の合計）にまとめ、その比率でみていくと、“満足”と回答した率は、「ごみ処理・リサイクル等の状況」（51.7%）が最も高く、次いで「保健サービス提供体制」（47.4%）、「上水道の状況」（46.2%）、「し尿処理の状況」（40.7%）、「墓地・火葬場の整備状況」（39.4%）などの順となっています。一方、“不満”と回答した率は、「工業振興の状況」（41.7%）、「商業振興の状況」（41.5%）、「観光振興の状況」（41.1%）の3つがほぼ同じ率で最も高く、次いで「雇用対策の状況」（40.5%）、「医療体制」（40.4%）がほぼ同率、「道路の整備状況」（37.9%）の順でした。

平成24年と比べると、“満足”の順位に大きな変化はみられませんが、“不満”は前回第1位の「雇用対策の状況」が第4位に、前回第3位の「工業振興の状況」が第1位になっています。

図 まちの各環境に関する満足度（全体）

（単位：％）

区分	項目	平成22年調査		平成24年調査		平成26年調査	
		満足	不満	満足	不満	満足	不満
1 人権・教育・文化分野	①人権尊重のまちづくりの状況	14.6	13.0	18.8	13.1	22.1	13.1
	②男女共同参画の状況	17.3	16.0	20.8	12.7	21.2	16.7
	③学校教育環境	22.9	21.3	23.8	23.6	21.9	25.2
	④青少年の健全育成環境	19.1	14.1	20.9	17.6	21.4	16.9
	⑤生涯学習環境	25.1	13.8	27.3	13.3	29.2	15.3
	⑥スポーツ環境	⑧ 30.3	17.9	⑦ 33.4	18.8	⑦ 32.1	19.3
	⑦文化芸術環境	20.5	17.0	22.0	18.8	21.9	18.5
	⑧文化遺産の保存・活用の状況	21.7	12.5	22.0	12.8	21.3	16.2
	⑨国内外との交流活動	14.8	12.2	17.2	12.3	14.2	16.4
2 保健医療福祉分野	①保健サービス提供体制	② 45.3	14.8	② 46.4	17.8	② 47.4	15.5
	②医療体制	25.4	⑥ 33.4	29.4	⑥ 34.3	26.3	⑤ 40.4
	③子育て支援体制	19.2	17.3	23.5	15.2	21.3	18.9
	④障害者支援体制	19.6	14.9	25.0	14.6	21.6	17.1
	⑤高齢者支援体制	29.1	17.4	⑩ 31.6	17.8	⑧ 30.2	19.7
	⑥地域福祉体制	16.1	13.1	19.7	15.8	19.5	16.4
	⑦バリアフリー化の状況	14.9	19.8	18.2	24.2	18.3	25.8
3 生活環境分野	①防災体制	23.2	18.7	18.8	30.1	20.6	28.4
	②消防・救急体制	⑤ 39.8	10.2	⑥ 40.4	15.1	⑥ 38.6	13.6
	③交通安全体制	⑦ 31.0	10.8	⑨ 31.9	14.8	27.9	13.9
	④防犯体制	28.1	12.2	27.0	16.6	25.1	17.2
	⑤消費者対策の状況	12.2	13.2	14.8	16.7	13.9	15.2
	⑥環境保全の状況	18.7	15.9	22.3	16.0	22.3	15.0
	⑦新エネルギー導入の状況	9.0	23.7	9.3	⑩ 30.6	17.4	18.5
	⑧景観の状況	17.8	22.5	22.3	28.8	21.3	29.0
	⑨公園・緑地の整備状況	24.9	26.5	27.6	⑨ 30.7	28.7	⑨ 30.7
	⑩親水空間の整備状況	16.8	⑧ 27.8	19.0	27.1	19.0	⑦ 31.2
	⑪緑化の推進状況	⑨ 29.7	13.7	28.9	17.5	26.9	15.6
	⑫ごみ処理・リサイクル等の状況	① 50.8	10.3	① 55.0	12.2	① 51.7	13.8
	⑬し尿処理の状況	⑥ 37.4	7.5	④ 41.6	7.5	④ 40.7	8.8
	⑭生活排水処理の状況	23.1	19.8	28.9	19.4	③ 30.0	17.5
	⑮上水道の状況	③ 42.7	10.0	③ 45.3	10.1	③ 46.2	10.5
	⑯墓地・火葬場の整備状況	41.4	5.7	⑤ 41.1	7.1	⑤ 39.4	8.0
4 生活基盤・産業分野	①土地利用の状況	9.2	16.1	10.7	20.3	11.8	19.8
	②道路の整備状況	19.1	⑤ 34.6	20.8	⑤ 40.2	22.8	⑥ 37.9
	③住宅施策の状況	10.8	14.0	16.4	16.4	16.3	17.7
	④公共交通機関の状況	19.6	25.9	21.8	⑧ 30.9	20.7	⑩ 29.1
	⑤情報環境	10.9	15.5	13.3	18.7	10.0	18.9
	⑥雇用対策の状況	2.9	① 46.8	4.4	① 46.4	5.2	④ 40.5
	⑦農業振興の状況	7.3	⑦ 28.1	9.2	⑦ 31.8	10.3	⑧ 31.1
	⑧林業振興の状況	6.7	21.6	7.2	21.5	7.6	21.9
	⑨水産業振興の状況	5.5	21.4	8.4	19.1	8.1	21.3
	⑩工業振興の状況	1.6	③ 43.0	3.5	③ 44.0	2.7	41.7
	⑪商業振興の状況	3.5	④ 37.4	3.6	④ 43.4	5.0	41.5
	⑫観光振興の状況	5.1	② 43.5	9.9	② 44.3	9.1	41.1
5 市民参画・市政分野	①NPO、市民活動の育成等の状況	8.4	10.2	14.0	12.8	9.4	14.1
	②コミュニティ活動の状況	12.9	8.7	16.0	11.1	13.0	14.4
	③行財政改革に関する取り組みの状況	5.2	⑩ 26.7	7.7	27.7	7.2	28.1
	④広域的な連携によるまちづくりの状況	6.1	⑨ 27.5	9.5	27.3	9.4	27.7
	⑤広報・公聴の状況	⑩ 29.2	11.3	⑧ 32.2	14.0	29.8	13.5
	⑥行政情報の提供の状況	16.8	17.5	19.7	20.5	17.4	20.4
6 男女共同参画分野	①男女共同参画の意識の浸透状況	-	-	12.8	14.3	10.7	13.9
	②男女共同参画に関する教育の推進状況	-	-	11.9	12.7	9.4	13.6
	③配偶者暴力等に関する相談体制の状況	-	-	7.4	11.0	8.1	12.1
	④地域活動における男女共同参画の促進状況	-	-	15.1	10.7	15.5	11.7

※ 丸数字は全体の中での順位を示す



第 2 部

基本構想 (抜粋)

第1章 串間市の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

第1部の総論を踏まえ、新しいまちづくりの基本理念を以下の通り定め、まちづくりのすべての分野における基本的な考え方とします。

基本理念1

「みんなが主役－参画と協働」

自ら決め自ら実行する市民と地域を目指すという、地方分権時代にふさわしい理念のもとに、市民・団体・事業者・行政が力を合わせて、参画・協働のまちづくりを進めます。

基本理念2

「みんながすこやか－健康と快適」

市民一人一人の健康づくりを推進するとともに、環境・景観保全を基本とした循環型社会を形成し、だれもが生涯をとおして安心・安全に暮らせる健康で快適なまちづくりを進めます。

基本理念3

「みんながいきいき－活力と人づくり」

恵まれた自然環境や特色ある文化の魅力を引き出すことによる交流人口の増加、農林水産分野をはじめ独自の地域資源の新たな展開による産業振興、多様性と個性を尊重する人づくりなど、市民が郷土に誇りを持ち、にぎわいと活気あふれるまちづくりを進めます。

第2節 串間市の将来像

本市の個性や市民の意識と期待、時代の潮流、発展課題、そしてまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、将来都市像を以下の通り定め、「串間市」ならではの地域特性・資源を活用し、子どもから高齢者まで、市民一人一人が安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

将来都市像



これまでの基本理念の継承

しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造

将来都市像は、本市の豊かな自然を生かし、市民の笑顔があり、生きる喜びがあふれるまちへとさらに発展させていくという意気込みを表しています。

なお、この将来都市像と基本目標は、串間市まちづくり市民会議とくしま子ども未来会議で出された将来像等の中から、その要素を汲み取って構成したものです。

「しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造」とは、これまでの基本とする理念を継承して、本市の変わらない理念として位置づけており、産まれてから、育ち・学び・働き、老後を送る人生のライフ・ステージ^{*}を、必要とする健康・福祉体制に守られつつ、生きがいを持って、安全・安心で豊かに暮らしていくことができる状態を表しています。

^{*}ライフ・ステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

第2章 将来像実現のための基本目標

第1節 施策の体系

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標(6つの施策の柱)を次の通り設定しています。

基本目標1

市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

～ 市民活動・行財政経営分野

- 1-1 市民主体のまちづくりの推進
- 1-2 地域コミュニティの育成
- 1-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成
- 1-4 自治体経営の推進

基本目標2

ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

～ 保健・医療・福祉分野

- 2-1 保健・医療の充実
- 2-2 高齢者福祉の充実
- 2-3 障がい者福祉の充実
- 2-4 地域福祉の充実
- 2-5 社会保障の充実
- 2-6 子育て支援の充実

基本目標3

ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

～ 教育・文化分野

- 3-1 幼児・学校教育の充実
- 3-2 生涯学習社会の確立
- 3-3 生涯スポーツの振興
- 3-4 青少年の健全育成
- 3-5 地域文化の継承・創造

基本目標4

みんなで作る、元気でにぎやか・くしま

～ 産業振興分野

- 4-1 農林水産業の振興
- 4-2 商業・サービス業の振興
- 4-3 工業・地場産業の振興
- 4-4 観光・交流活動の振興
- 4-5 雇用・勤労者対策の充実

基本目標5

安全・安心で、やすらぎのある・くしま

～ 生活基盤分野

- 5-1 道路・交通ネットワークの整備
- 5-2 情報ネットワークの整備
- 5-3 住宅・市街地の整備
- 5-4 交通安全・防犯体制の充実
- 5-5 消防・防災・救急体制の充実
- 5-6 消費者対策の充実

基本目標6

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

～ 環境保全分野

- 6-1 環境施策の総合的推進
- 6-2 ごみ減量化等の推進
- 6-3 上下水道の整備
- 6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
- 6-5 景観の保全・形成及び土地利用

第2節 施策の大綱

基本目標1

市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

～ 市民活動・行財政経営分野

新しい時代の市民自治にもとづく個性豊かな地域づくり、自律的（自ら決定、自ら実行する）なコミュニティの形成に向けた取組を進めるとともに、市民と行政との協働のまちづくりに向け、広報・広聴機能や情報公開機能の充実、各種行政計画への市民参画、多様な市民活動、まちづくり活動の支援の充実などを図ります。

また、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成を進めるとともに、行政・学校・関係機関等の連携を図り、人権意識を高める啓発活動を進めます。

地方創生時代のまちづくりに対応し、これまでの施策・事業の進め方を見直すとともに、公から民への事業移管や、行政主導のまちづくりから行政と市民が連携して取り組む地域協働・市民自治の地域づくりへの転換等を積極的に進めます。また、情報公開や行財政改革を徹底し、効率的な行政組織、開かれた行財政運営の確立に努めるなど、「参画と協働のまちづくり」を積極的に推進します。

また、近接する自治体が様々な分野で相互に連携・協力し、個々の行政区域にとらわれることなく広域圏として行政機能の充実を図っていく必要もあります。今後ますます厳しくなる地域間競争を勝ち抜いていくためには、各自治体の地域性を重視しながらも、鹿児島県域を含む広域圏でのスケールメリット^{*}を生かした取組も必要となってくることから、新たな広域行政の枠組みについても積極的な検討を進めていきます。

市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

- 1 - 1 市民主体のまちづくりの推進
- 1 - 2 地域コミュニティの育成
- 1 - 3 男女共同参画・人権尊重社会の形成
- 1 - 4 自治体経営の推進

^{*}スケールメリット：規模を大きくすることによって得られる利点。

基本目標2

ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

～保健・医療・福祉分野

少子高齢化の急速な進行と、これに伴う保健・医療・福祉ニーズの一層の増大・多様化が見込まれる中で、健康寿命の延伸と生活の質の向上を見据えた総合的な健康づくり体制の整備を進めるとともに、医療体制の整備を進めます。

また、乳幼児から高齢者までのすべての市民が、地域の中で支え合いながらともに生きることができるよう保健・医療・福祉の連携を図って、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくりの充実、福祉団体等の育成などに努めます。

さらに、高齢者や障がい者などの立場に立ったバリアフリー^{*}のまちづくりを推進するとともに、子育て支援の充実や児童の健全育成等を図り、相互扶助の心に満ちあふれたまちづくりを積極的に展開します。

これらに加えて、だれもが支え合いながら健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、ノーマライゼーションの理念^{*}に立った、市民との協働による地域福祉体制の整備、社会保障の充実を進めます。

とりわけ、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される子育て支援の環境づくりを積極的に進め、本市で子育てをしたいという人を増やします。

ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

- 2-1 保健・医療の充実
- 2-2 高齢者福祉の充実
- 2-3 障がい者福祉の充実
- 2-4 地域福祉の充実
- 2-5 社会保障の充実
- 2-6 子育て支援の充実

*バリアフリー：障壁のないこと。

*ノーマライゼーションの理念：だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

基本目標3

ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

～教育・文化分野

生きる力の育成を重視した学校教育の推進、そのための学校教育環境の整備などにより総合的な学習環境づくりを進めるとともに、高等学校との連携を図って、小・中・高一貫教育をさらに重点化・深化させます。

価値観の多様化が顕著となり生涯にわたって自己を高め続けようとする市民の意識等に対応した、質の高い芸術・文化活動、生涯学習・生涯スポーツ活動の積極的な展開を図ります。また、幼児や青少年を対象とした地域教育力の向上や家庭教育の充実、地域の歴史・文化の見直し活動の推進等を市民参加の組織づくりのもとで進め、市民自らの学習、文化、地域教育活動がまちづくりを支え、まちの活性化を促す、人と文化が輝く教育のまちづくりを積極的に展開します。

また、生涯の学びを通じた自己実現、市民主体の芸術・文化・スポーツ活動、多彩な交流活動等を支援・促進していくとともに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な文化遺産の保存と活用を図ることにより、地域を愛し、個性ある人を育てるとともに、「申間」らしさを創出する文化のまちづくりを進めます。

ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

- 3-1 幼児・学校教育の充実
- 3-2 生涯学習社会の確立
- 3-3 生涯スポーツの振興
- 3-4 青少年の健全育成
- 3-5 地域文化の継承・創造

基本目標4

みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま

～ 産業振興分野

農林水産業は、これからも本市振興にとって重要な要素であり、引き続き、生産基盤の充実や企業的経営の促進、多様な担い手の育成、農水産物加工・販売体制の整備、都市・消費者との交流の促進をはじめ、環境変化に即した多様な振興施策を一体的に推進し、農林水産業の維持・高度化を図ります。

また、道路整備や基盤整備と連動した商店街の再生整備を図るとともに、企業誘致や地場産業の振興など工業支援施策の強化をはじめ、起業^{*}を促進します。

加えて、NPOとの協働による事業の推進やコミュニティビジネスの育成を図って、これらによる新規雇用の創出に努めます。

さらに、豊かな自然や伝統文化、各種スポーツ・文化施設等を活用した観光・交流機能の拡充等に努め、新しい地域活性化の主要な手段として、第一次産業とも連動した観光・交流活動を活発化させ、地域性に即した活力ある産業構造の再構築を進めます。

また、勤労者福祉の充実に努めるとともに、活発な産業活動や企業誘致などによる雇用の確保を図ります。

みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま

- 4-1 農林水産業の振興
- 4-2 商業・サービス業の振興
- 4-3 工業・地場産業の振興
- 4-4 観光・交流活動の振興
- 4-5 雇用・勤労者対策の充実

^{*}起業：新しく事業を始めること。

基本目標5

安全・安心で、やすらぎのある・くしま

～生活基盤分野

今後の広域的な地域構造の変化や社会・経済情報の変化を見通し、長期的・広域的視点に立った計画的で利便性の高い、定住人口・交流人口の増加を目指して生活基盤の整備を推進します。

また、多様な分野における情報ネットワークの整備を図ることにより、市民生活の利便性を高めるとともに、新たな交流を生み出します。

さらに、東九州自動車道の早期整備をはじめ、国道・県道の整備促進、市道の整備を進めるとともに、人々が集う魅力ある市街地環境の整備、快適な住宅や宅地の整備誘導、鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性向上を図ります。

また、大地震や風水害などの自然災害への対応のほか、交通安全・地域安全対策、消費者保護対策を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

安全・安心で、やすらぎのある・くしま

- 5-1 道路・交通ネットワークの整備
- 5-2 情報ネットワークの整備
- 5-3 住宅・市街地の整備
- 5-4 交通安全・防犯体制の充実
- 5-5 消防・防災・救急体制の充実
- 5-6 消費者対策の充実



基本目標6

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

～環境保全分野

豊かな自然環境を守り育てるとともに、自然と共生する快適で安全な居住環境づくり、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会・低炭素社会の形成、人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を市民・事業者と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めます。

健康で快適な暮らしに欠かせない上下水道の整備、ゼロエミッション^{*}社会の形成に向けた廃棄物処理体制の充実、地域資源を生かした特色ある公園・緑地、親水空間の創造、景観の保全・整備を総合的に推進し、自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、だれもが住みたくなる質の高い居住環境づくりを進めます。

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

- 6-1 環境施策の総合的推進
- 6-2 ごみ減量化等の推進
- 6-3 上下水道の整備
- 6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
- 6-5 景観の保全・形成及び土地利用



^{*}ゼロエミッション：廃棄物ゼロ



第 3 部

後期基本計画



施策の成果指標（目標値）について

本市では、第五次長期総合計画の基本計画策定にあたり、目標を持って施策を推進し、市民にわかりやすく成果の見えやすい行政運営を行うための方策として「行政評価」の考え方を導入します。

この考え方により、市民と行政が協働により実現していく施策の目標を数値等で示し（「みんなでやっ度（成果指標）」）、市民を起点とし、成果重視といった視点からこの基本計画を作成し、これを基軸に市政を推進するとともに、計画の進行管理を行います。

「みんなでやっ度（成果指標）」の見方


- **施策目標項目**…施策が目指す本市の姿の達成度を計る施策の中の代表的な指標です。市民と行政が協働してその実現を目指します。
- **現状値**……………施策目標項目の現状の数値です。原則として平成25年度の実績値を使用しています。（満足度は、平成26年5月の市民アンケート調査結果を活用しています。）
- **目標値**……………中間年度と目標年度の目指すべき数値です。業務のデータや「まちづくりアンケート（満足度調査）」等から取得します。

指標の種類により、次の2つのパターンがあります。

①具体的な数値で示すパターン

②方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加を目指す

「」…数値の継続を目指す

「」…数値の減少を目指す

満足度については、今後定期的にアンケートを行い、その結果の推移をみていく或いは将来数値化を検討します。

基本目標1 市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

1-1 市民主体のまちづくりの推進

前期計画期間における取組と評価

- 市民活動の活性化と市民のまちづくりへの参画を推進するため、「市民協働の指針」を策定し、「協働」の仕組みやルールを示して「市民協働」の機運の醸成を図りました。なお、この指針にもとづく実施計画として「協働推進プラン」を策定・管理し、庁内における市民協働の推進、市民のまちづくりへの参画の機会拡大を図ってきました。
- 市民活動の推進・充実化を図るため、市民活動を支援する中間支援組織「くしま市民活動交流センター」を開設し、市民団体に運営を委託することにより、市民がまちづくりに参画しやすい環境の整備に努めています。
- 市民活動団体が企画立案する公益性の高い事業等に対し、にぎわい創出事業として補助金を交付して活動の支援を行うなど、市民団体等の育成・支援にも取り組んでいます。
- 市民への情報発信の強化については、フェイスブック等のSNSを活用することにより、より多くの市民へ情報発信を行うことができています。

施策の目的

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、市民参画のまちづくりを目指します。

この分野の現状と本市の取組

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画を進め、地域における自治が実現される市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、広報くしまや公式サイトを中心とする広報活動を推進するとともに、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、参画・協働の仕組みづくりに努めています。

また、地域づくりに対しては、自主的・主体的な取組が定着するよう努めており、地域の活性化に役立っています。

この分野における今後の課題

今後は、これらの取組をさらに発展させ、過疎化が進む地域も含めて、活発な地域活動が行われ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう努めるとともに、市民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取組を一層積極的に進めていくことが必要です。

主要な施策

(1) 協働のまちづくりに向けた市民参画の仕組みづくり

市民の多種多様なニーズによる課題に対応し、市民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ*、パブリックコメント*の拡充など、市民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めるとともに、多様な市民団体の自主的な活動の育成・支援を図り、集落支援員の集落点検や集落行事の支援を推進します。

また、協働のまちづくり推進に向け、その具体化を図るための「協働推進プラン」の進捗管理をはじめ、「協働」に関する定期的な学習機会を設けるなど、協働をコーディネート*する職員の意識改革、育成に努めます。

(2) 広報・広聴活動の充実、情報発信の強化

広報くしま、公式サイトの内容充実を図るとともに、政策・施策に市民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報くしまや、公式サイト及びフェイスブック等のSNSを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、市民と行政の情報交換を積極的に進めます。

市政、防災等の情報発信の強化を図るために広報紙、公式サイトに加えて、インターネット等を活用した新たな手段を検討するとともに、必要とされるコンテンツ*の整備を図ります。

(3) 情報公開の推進

市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例にもとづき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進するとともに、文書管理の徹底を図るため、全職員が共通の認識を持てるよう、研修会等を実施します。

(4) 市民団体等の育成・支援

多様な市民団体の自主的な活動を育成・支援するほか、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

*ワークショップ：本来「作業場」や「工房」を意味するが、現代においては参加者が経験や作業を披露したりディスカッションをしながら、スキルを伸ばす場の意味

*パブリックコメント：計画策定時等に広く意見・情報・改善案などを求める手続をいう。

*コーディネート：調整・演出

*コンテンツ：情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像などの個々の情報

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
公式サイトアクセス 件数	件	175,405	▲	▲	年間の公式サイトアクセ ス件数
市の助成終了後も継 続的に活動している 団体数	団体	19	25	50	市の助成終了後も継続的 に活動する団体数(NPO認 証法人も含む)
市の広報・広聴活動 の状況についての満 足度	%	29.7	40	50	アンケートで市の広報・ 広聴活動の状況について 満足と答える市民割合
パソコン、スマート フォンなどでイン ターネットを利用し ている人	%	—	—	77.6	アンケートでパソコン、ス マートフォンなどでイン ターネットを利用してい ると答える市民割合
情報公開請求日から 公開日までの期間	日	10	12	11	情報公開請求日から公開 日までの日数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙など市政に関する情報の把握に努めます。 市政モニター、パブリックコメント制度、市民アンケート、市政懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。 市報や公式サイトに掲載される行政情報に関心を持ちます。 公募される審議会や委員会に積極的に参加します。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。 施設内に広報紙の配布コーナーを設置します。 地域の課題・問題について地域住民が関心を持ち、自治会、NPOやボランティア団体等を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。

1-2 地域コミュニティの育成

前期計画期間における取組と評価

- 地域活動支援の中核として、平成24年度に串間市民活動交流センターを設立し、各種相談や講座を実施しました。また、市広報紙や公式サイトにも情報等を掲載し、センター利用の周知等を図り、市民の活用が図られています。
- 地域コミュニティの重要性についての理解を深めるため、市広報紙などを活用し、自治会活動の取組などを紹介し、意識の醸成を図るとともに、行政や団体等が行う各種講演会や講座等の情報の提供及び参加についても周知を図り、参加機会の拡充に努めています。
- 地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、ワイヤレス放送システムの整備等を行いました。

施策の目的

地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成を図るとともに、地域協働の担い手として、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を支援します。

この分野の現状と本市の取組

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

本市では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、153自治会においてその活動等が行われています。しかし、近年、少子化や核家族化、高齢化、生活様式の変化、過疎化の進行などにより、地域によっては、コミュニティ機能の低下や指導者の高齢化がみられるなど、コミュニティ活動の活性化が課題となっています。

この分野における今後の課題

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

このため、本市に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上を進め、自分たちの

地域は自ら守り、育てるという気持ちを再確認し、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 地域協働のあり方の模索と確立

様々な団体が連携・協力し、地域に必要なサービスを提供する新しい仕組みづくりを進め、地域のことは地域で解決できる社会づくりをめざします。

また、市民活動交流センターについては、まだ認知度が低い状況にあるため、各施設や会合等に積極的に出向き、センターの周知を図っていきます。

(2) コミュニティ意識の高揚

地域コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加と連携を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(3) コミュニティの活性化支援

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図るとともに、地域コミュニティの核となっている施設を中心として、市民生活に必要な機能を確保し、生きがいつくりやふるさとへの誇りづくりを推進します。

(4) コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあいの場、活動の場として、老朽化した施設の建替えなどコミュニティ施設の整備・充実に努めます。

また、教育施設の開放など既存施設のコミュニティ施設としての有効活用を検討します。

さらに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
自治会への加入率	%	92.2	95.0	95.0	自治会長より申告のあった加入世帯数及び未加入世帯数より算出
コミュニティ活動への満足度	%	13.0	25.8	38.7	アンケートでのコミュニティ活動に満足と答える率
コミュニティ活動（地域活動）・ボランティア活動への参加状況	%	30.7	40.0	50.0	アンケートでのコミュニティ活動（地域活動）・ボランティア活動への参加割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会を支える主体である市民が、個々の能力等を地域のために還元します。 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題・問題について地域住民が関心を持ち、自治会、NPOやボランティア団体を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。 「(仮称)地域自治組織」設立に努めます。 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行います。

1-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する市民の意識とその実態の把握に努め、調査結果により明らかになった課題を基に、「第2次串間市男女共同参画基本計画」及び「串間市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、各施策を進めています。
- これらの計画にもとづき、男女共同参画を推進するための取組や配偶者からの暴力に関する被害者支援策などを体系的に示し、総合的な施策の推進に努めました。
- 人権に関する講演会や映画祭、くしま市民秋まつりでの啓発を実施するなど、人権教育・啓発の推進に取り組むとともに、人権擁護委員による人権相談を実施するなど、人権問題に関する相談体制の充実を図っています。

施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画基本計画にもとづく、意識づくりや環境づくりを進めます。

また、すべての人の人権を尊重する市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

この分野の現状と本市の取組

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

また、「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取組が進められてきましたが、今日もなお同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他様々な人権問題が存在します。こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などが挙げられます。

このような中、本市では、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた様々な取組を進めてきました。

また、人権問題の解決に向け、学校教育、社会教育において、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて啓発・教育施策を推進しています。

この分野における今後の課題

今後、少子高齢化が一層進む中で、男女共同参画はさらに重要性を増すことが予想されることから、意識改革や各種委員会、審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていくことが必要です。

また、関係機関・団体等との連携強化のもと、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

主要な施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

本市の男女共同参画の実態等に関する意識調査や研究を行うとともに、広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する市民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

今後は、関連する基本計画にもとづき、各種施策が確実に実行されるよう、実施計画による進捗管理を行います。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、女性の職業生活における活躍のために、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(3) 自立した生き方づくり

一人一人が自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めるとともに、男女や子ども、高齢者など身近な人権だけでなく、障がい者や外国人など、あらゆる人権の啓発に取り組みます。

(4) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

(5) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や民生委員、児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取組の充実を図るとともに、広報紙や市公式サイトなどを活用し、人権擁護委員の存在や役割などの周知を図ります。

(6) 人権教育・啓発の推進

市民一人一人が人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場において人権擁護委員の活用を図り、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
審議会などにおける女性委員の比率	%	28.8	40.0	40.0	審議会などにおける女性委員の比率
市の男女共同参画の状況についての満足度	%	21.2	21.0	50.0	アンケートで、市の男女共同参画の状況について満足と答える市民割合
人権啓発事業の実施回数(年間)	回	6	5	5	人権啓発事業の実施回数(年間)
市の人権尊重の状況についての満足度	%	22.1	25.0	50.0	アンケートで、市の人権尊重の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。 ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。 ・お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。 ・人権基準を考えて、それに対する行動を実践します。 ・人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分担意識にもとづく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。 ・人権尊重の啓発や行動を実践します。市の人権推進事業を理解し意見を言い、構成する団体等を啓発します。 ・人権尊重に関する各種の団体活動を行います。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。 ・雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。 ・育児休暇の取りやすい職場環境をつくります。 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境づくりを行います。 ・事業者内での人権学習、人権啓発を実践します。 ・雇用や待遇による差別を撤廃します。

1-4 自治体経営の推進

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、毎年度の当初予算編成において、すべての経費の見直しを行い、節減・合理化を図るなど、健全な財政基盤の確保に取り組んでいます。
- 使用料・手数料の見直しを行うとともに、収納向上対策本部を中心に関係各課と連携し、収納率の向上を図っています。
- 財政状況の公表については、広報紙、公式サイトに掲載し、積極的に公表するとともに、財政状況の分析を行い、財政運営に活用しています。また、行政評価を活用し、効果的・効率的な財政運営にも努めています。
- 人材の育成に関しては、人材育成基本方針を平成24年4月1日に改定し、職員一人一人の可能性を引きだし、活気ある組織風土の構築を目指すために、「学習する職場づくり等総合的取組の推進」を新たに盛り込みました。
- 職員衛生委員会による職場巡視を行い、実態の把握に努め、職場環境の改善に取り組むとともに、研修体系の整理を行い、計画的な研修受講に努めています。

施策の目的

市民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、財政の健全化に努めます。

この分野の現状と本市の取組

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。また、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、高度化、多様化する市民ニーズや時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。

本市においては、これまで「自立推進行政改革プラン」等にもとづき、行政組織の再編をはじめ、歳出の削減、定員の削減、事務事業の再構築、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

また、行財政改革の推進過程で各課から提案のあった「ゼロ予算事業」の取組を定着させることも必要です。

この分野における今後の課題

今後は、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

また、自主性・自立性をさらに高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、行財政改革に関する指針のもと、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上など行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、関係各課と連携し、受益者負担の原則にもとづく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等に努めるとともに、新たな収入源の導入を図るなど自主財源の確保に努めます。また、国・県等の制度事業を有効に活用しながら事業を展開します。

(2) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念の下、優先順位の明確化や整理統合を図るとともに、今後も行政評価を活用し、効果的・効率的な財政運営を推進します。

(3) 広域行政の推進

周辺自治体との連携のもと、日南申間広域圏協議会等による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。

また、国・県等の動向を勘案し、各自治体の地域性を重視しながらも、鹿児島県域を含む広域でのスケールメリットを生かした広域行政のあり方について検

討し、それにもとづく取組を推進します。

(4) 行財政改革の推進

平成28年度を初年度とする第4次自立推進行政改革プランにもとづき、自主性・自立性のさらなる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するとともに、行政評価制度の活用により、事務事業のさらなる見直しを行い、補助金や使用料・手数料等の見直し、指定管理者制度の活用、民間委託等を推進します。

また、時代に即した組織・機構への再編を適宜行うとともに、定員管理及び給与の適正化を図りながら、さらなる行財政改革に取り組むこととします。

(5) 人材の育成

人材育成基本方針を見直し、職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実等を進めるとともに、能力主義・成果主義にもとづく人事評価制度を推進し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
経常収支比率	%	91.8	90%台	90%台	財政構造の弾力性を示す指標で、人件費や公債費などの経常にかかる経費に、経常一般財源がどの程度使われたかを示す比率
実質公債費比率	%	8.1	↓	↓	一般会計等の元利償還金等、自治体の借金の重みを数値化した指標で、地方債の許可を要する自治体の基準として設けられた比率
市民一人あたりの地方債残高	万円	46.3	→	→	地方財政統計上、統一的に用いられる普通会計の市民一人あたりの地方債残高
職員研修（階層別）の受講者率	%	91.7	80	100	職員研修(階層別)の全職員に占める受講者率（消防、病院を除く）
市税収納率（過年度分を含む）	%	89.34	90	90.5	市税収納率(過年度分を含む)
行財政改革の推進の状況についての満足度	%	7.2	25	50	アンケートで、市の行財政改革の推進状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市の行財政への関心を持ちます。 納税者の義務を果たし自主財源確保に協力します。 行財政運営を取り巻く環境は今後ますます厳しいものとなっていくことを認識し、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、市民ができることは積極的に行います。 職員の能力開発や資質の向上の必要性を理解し、取組や事業等に協力します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。 市からのアウトソーシング[*]や指定管理者制度等への対応に努めます。 職員の能力開発や資質の向上の必要性を理解し、取組や事業等に協力します。

*アウトソーシング：業務の外部委託

基本目標2 ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

2-1 保健・医療の充実

前期計画期間における取組と評価

- 母子保健については、医療機関等関係機関と連携し、妊婦・乳幼児の状況把握を図り対応しました。また、各種健診受診後に支援の必要な妊婦・乳幼児に対し、関連事業・機関に確実につなぎ、漏れのない支援体制づくりに努めました。
- 本市では食育の推進に取り組んでおり、子どもから高齢者まで、それぞれに対応した料理教室を実施しています。また、男性の参加者を主においた、男性料理教室も行い、料理の楽しさや生活習慣病を予防する講話を行っています。料理教室の実施においては、食生活改善推進員の協力を得て全地区で展開中です。
- 地域医療体制の整備については、患者は、まず市内の家庭医、かかりつけ医で受診し、より高度な医療が必要なときは市民病院に紹介され、治療が終われば再びかかりつけ医に戻るといった病診連携が確立されています。
- 小児救急、脳神経外科、循環器科など市内では診療が困難な症例については、県立日南病院、宮崎大学医学部附属病院に転送するなど、第二次、第三次医療との連携も整っています。

施策の目的

すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。

また、医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、市民病院と地域医療機関とが連携した医療体制の充実を図ります。

この分野の現状と本市の取組

健康に対する人々の関心は高まってきており、自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進が図られています。

本市ではこれまで、生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防(介護予防)に向け、健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取組や生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業を展開してきました。

また、医療については、市民病院と関係医療機関との連携のもと高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応しています。

本市は、胃がんによる死亡率が高いことに加え、医療費も高いことから、平成18年度から特に「胃がん」に絞り、早期発見・早期治療のためのヘルスコミュニケーションを駆使した「胃がん検診」対策として、バス検診受診者の目標を定め、受診率アップに取り組んでいます。

この分野における今後の課題

保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、市民病院をはじめ地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供すべく南那珂医師会等と連携・協力して救急医療体制の充実に努める必要があります。

主要な施策

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・イベントの開催等を図り、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、市民の主体的な健康づくりを促進するとともに、今後はその取組が市民全体に浸透するよう、広報紙や公式サイト・フェイスブック等の利用も積極的に推進します。

(2) 各種健診の充実

関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診等各種健診の充実に努めます。加えて、国の検診指針を踏まえつつ、胃がんリスク検査を推進します。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実に努めます。

(3) 母子保健の充実

妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組むとともに、妊婦健康診査費の拡充や未熟児養育医療費の給付を図ったところですが、今後は不妊治療費の助成を図ります。

(4) 精神保健対策の推進

広報紙の活用により精神保健や「こころの病気」の正しい知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。

また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めるとともに、学習機会の提供など社会復帰のための支援にも努めます。

(5) 歯科保健の推進

歯科保健に関する市民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の継続実施、歯科健診の受診勧奨や歯科保健に関する周知啓発活動を行い、生涯を通じた歯の健康づくり(妊娠期から乳幼児期、学童期、成人・高齢期)の充実に努めます。

(6) 感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実に努めます。

また、予防接種が、感染症の発生及びまん延の予防、公衆衛生水準の向上並びに国民の健康の保持に著しい効果を上げてきたことから、今後もワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していきます。さらに、高齢者へのインフルエンザ、肺炎球菌予防接種に対する助成も引き続き行っていきます。

(7) 食育の推進

関連部門が一体となって、食育推進の4本柱(食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全)に沿った各種施策を推進し、周知に努めます。

(8) 地域医療体制の充実

市民病院、市内医療機関や近隣自治体との機能分担と広域的連携のもと、病病連携・病診連携体制の整備・充実を進めるとともに、国が進める地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域医療を推進する組織の立ち上げを検討します。

(9) 市民病院・市木診療所の充実

市民病院については、経営の健全化と機能の充実とともに、大学との連携、県全域での対策を講じて、医師確保に取り組みます。

また、市木診療所については、地域医療のため、これまで以上に大学、県病院等との連携を図り、今後の体制づくりを検討していきます。

(10) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。また、市民病院では診療が困難な小児、脳神経外科、循環器科等の救急に対応するために、第二次、第三次医療機関との連携を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
健康教育の参加者数	人	1,421	1,600	2,000	健康教育の年間参加者数
胃がん検診受診率	%	14.34	20.0	30.0	胃がん検診の受診率
メタボリックシンドローム該当者の減少率	%	29.1	40.0	50.0	H20特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドローム該当者の減少率
結核検診受診率	%	71.2	100	100	結核検診の受診率

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康管理を行います。 ・定期健診を受診します。 ・体を動かすなどの健康づくりに努めます。 ・健全な食生活を送ります。 ・健康づくり講演会、教室へ積極的に参加します。 ・健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。 ・重複・多受診をしないようにします。 ・症状に応じて医療機関を利用します(かかりつけの医者を持ちます)。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の充実に努めます。 ・地域における健康づくりを行います。 ・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。 ・安全で質の高い医療を提供します。 ・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します

2-2 高齢者福祉の充実

前期計画期間における取組と評価

- 介護保険サービスにおいては、介護保険事業計画にもとづく地域密着型サービスの普及に取り組み、高齢者支援推進体制の整備に努めました。
- 介護予防、医療費削減を目的に、特定健診やがん検診の結果にもとづいて訪問指導を実施するなど、保健福祉サービスの推進にも取り組んでいます。
- 地域包括ケアを推進するため、高齢者の地域課題について、地域団体や関係機関、関係部署と地域づくりの視点から協議する「地域ふれあいケア会議」の開催に取り組むとともに、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症高齢者をサポートするための認知症サポーターの育成に取り組みました。また、高齢者クラブの育成、シルバー人材センターの育成に取り組み、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図っています。

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、ともに支え合う地域づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本市においては、高い水準で高齢化が進行しており、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、一人暮らし高齢者の増加、核家族化に伴う家族介護力の低下などが進んでおり、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き市全体の大きな課題となっています。

この分野における今後の課題

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にもとづき、介護予防を重視した施策を展開していくとともに、高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組むことが必要です。

主要な施策

(1) 高齢者支援推進体制の整備

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にもとづき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情への適正な対応、総合的な推進体制の強化を図ります。

(2) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関係機関の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、地域の実情に応じた各種保健サービスの充実を図ります。

(3) 生きがいつくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、高齢者の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、就業、社会参加を促進します。

(4) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係各課、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

また、介護保険等の公的なサービスだけでは地域課題に完全には対応できないため、地域が主体となった取組(支え合い・助け合い活動等)による地域課題の解決に向け、必要な支援方法について、地域の声を聴きながら適切な支援を行います。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
シルバー人材センター 会員数	人	83	105	120	シルバー人材センターの 登録者数
高齢者クラブ加入者数	人	1,010	1,000	1,000	高齢者クラブの登録者数
要介護認定者	人	1,534	1,600	1,537	要介護の認定者数
高齢者支援体制の満 足度	%	30.1	30.0	31.0	アンケートで高齢者支援 体制について満足と答え る割合
健康維持への取組を している高齢者割合	%	59.8	65.0	66.0	アンケートで日頃、健康増 進のための取組（運動や食 生活の改善など）をしてい ると答える60歳以上の割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 自分の健康は自分で守るという観点に立って健康、生きがいにづくりに取り組みます。 健康管理意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいにづくりに取り組みます。
地域 団体 事業者	<p>高齢者の社会参加(地域活動)を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館等、活動の場を提供します。 地域の福祉の担い手として活躍します。 一人暮らしの高齢者について見守り団体（社会福祉協議会・シルバー人材センター・NPO法人等）・地域との連携、行政との協働で支援していきます。

2-3 障がい者福祉の充実

前期計画期間における取組と評価

- 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供については、「広報くしま」や「串間市公式サイト」等に情報を掲載し、周知を図りました。また障がい者自立支援協議会及び同協議会の個別部会において相談支援機関や各種機関・団体等を参集し、障がい福祉サービス利用時の支援ガイド(事業所の内容を含む)を作成し、よりサービスを利用しやすいよう、整理しました。
- ノーマライゼーションの理念にもとづいたまちづくりを進めるための広報・啓発活動等の推進や、障がい児保育を実施する保育所に対し補助を行うことで、障がい児及びそれに準ずる児童の福祉の増進を図るとともに、障がい児を養育する保護者等の子育て支援を行っています。
- 就労機会等の支援については、市内相談支援事業所やハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等との連携により、就労支援等に努めています。

施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活が出来るよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組

本市では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、支援費制度等による福祉サービスや障がい者に関わる多種多様なサービスの適切な支援、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指した施策を推進しています。

この分野における今後の課題

障害者総合支援法に従い、障がいの種類(身体・知的・精神・難病)にかかわらず、サービスの提供が一元化されましたが、引き続き総合的に障がい者をサポートするための相談体制及び提供体制の整備・充実が求められます。

障がい者数は横ばい傾向にありますが、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

障害者基本計画及び障害福祉計画にもとづき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機

会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

主要な施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

障害者基本計画及び障害福祉計画にもとづき、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、障がい福祉サービスの提供を図ります。

また、様々な障がい特性に応じて多様な施策が必要と思われるため、今後も障がい者自立支援協議会及び同協議会の個別部会の役割や機能の充実を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念にもとづいたまちづくりや障がいを理由とする差別の解消を進めるため、各種団体等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。



(3) 保育・教育の充実

障がい児保育を実施する保育施設等と連携を図り、障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めるとともに、安心して子育てができる環境整備に努めます。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、障がいの特性に応じた福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
障がい者の法定雇用率達成割合	%	90	90	100	障がい者の法定雇用率達成割合
地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者の割合	%	6	7	10	地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者の割合
居住生活支援のサービスを受けている障がい者の数	人	22	40	50	居住生活支援のサービスを受けている障がい者の数
知的障害者更生施設利用者数	人	32	30	15	知的障害者更生施設の利用者数
障害者支援体制の満足度	%	21.6			アンケートで障害者支援体制について満足と答える割合

参画と協働の指針

市民	障がい者及びその世帯(自助)	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、積極的に社会参加を行います。
	市民(共助)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい及び障がい者に対する理解や正しい認識に努めます。 障がい者の社会参加に関しての手助け、支援を行います。
地域 団体 事業者	地域	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が参加できる地域活動の機会をつくれます。 障がい者が安心して生活できる環境をつくれます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

2-4 地域福祉の充実

前期計画期間における取組と評価

- 福祉意識の高揚のため、市広報等を活用して福祉の様々な情報発信を行ってきており、また、市民秋まつりの各コーナーにおいて子育て支援、自殺予防アンケートの実施、介護予防のためのゲーム等を通じて直接市民と触れ合いながら情報提供と意識の高揚を図ってきました。
- 社会福祉協議会がボランティアセンターとして中心的な役割を果たしており、福祉ボランティア、NPOの育成、ネットワーク化を支援しています。
- 市民が利用する施設のバリアフリー化については、市民秋祭りでの障がい福祉コーナー等で障がいのある方への理解やノーマライゼーションの啓発を前提に、民間事業者との連携を図り、施設のバリアフリーに努めています。

施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザインの視点に立って、バリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、高齢者や障がい者、子どもなどの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

この分野の現状と本市の取組

地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、措置する福祉から自立する福祉へと方向転換が進められてきました。

複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、市民一人一人が福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

また、自己決定の理念の基に、市民の理解と地域での支え合いの促進、高齢者・障がい者の自立と社会参加への支援、保健・福祉サービスの充実など、すべての人が地域で自立した生活ができるようバリアフリー社会の実現が求められています。

本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者等に対する幅広いサービスや事業を

行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した様々な住民参画型の活動を展開しています。

本市の道路や駅、公共施設などにおいては、段差の解消や歩道の整備・改良などを進めてきましたが、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できる環境の整備がさらに必要になっています。

この分野における今後の課題

今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、市民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

さらに、商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、だれもが使いやすい施設の整備が求められます。こうした整備によって、高齢者や障がい者、子どもなどの社会活動の拡大を図るための環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー、ユニバーサル・デザインの視点の確保が必要になっています。

そのため、市民の理解と認識を深め、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

主要な施策

(1) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など市民の福祉意識の高揚に努めます。

(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動の充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

(3) ユニバーサル・デザインのまちづくり

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザインの視

点に立って、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、民間事業者との連携を図り、市民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

(4) 心のバリアフリーの推進

多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
ボランティア登録団体数	団体	22	25	30	ボランティアセンターへの登録団体数
社会福祉協議会会員数	人	4,426			社会福祉協議会の会員数
地域福祉体制の満足度	%	19.5	30	40	アンケートで地域福祉体制について満足と答える割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ（自治会活動）に積極的に参加します。 地域における福祉活動を理解します。 地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。 一人一人がバリアフリーに関する考え方を正しく理解して、自らも高齢者や障がい者等社会的弱者に配慮した行動を実践します。
地域・団体・事業者	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティとして、まとまって、民生委員・児童委員やボランティアと適切な役割分担の上、地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。 地域福祉活動計画を策定します。 地区社会福祉協議会の組織化と活動支援を行います。 地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。 <p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等が利用しやすいような地域の施設や環境整備を行います。 高齢者や障がい者等が参加できる地域活動の機会をつくります。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等利用者の立場に立って、安全で使いやすい施設建設や改善を行います。

2-5 社会保障の充実

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、被保険者資格の適正化、医療費適正化、医療費に見合う国保税適正賦課等、国民健康保険事業の適正運営に努めてきました。また、収納率の向上については、早期完納に向けた文書・電話催告、臨戸訪問、窓口での納税相談により現年度分の収納率が向上しており、平成25年度からはコンビニ収納を実施し、徴収体制の充実を図っています。
- 国民年金制度については、定期的に「広報くしま」を活用することで国民年金制度の情報を市民へ提供し、また、年金事務所と連携することで年金相談を実施することができました。

施策の目的

すべての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

この分野の現状と本市の取組

景気は回復傾向にあるとはいえ、国民健康保険被保険者は、年金生活者や低所得者が多く、年齢構成が高く、これに伴い医療費水準も高い状況にあり、本市においても厳しい財政運営となっています。このような情勢の中、生活習慣病対策である特定健康診査・特定保健指導の実施、保健指導の早期介入、疾病の早期発見・予防活動の徹底などにより、医療費の抑制を図ることが必要です。

また、平成30年度には、安定的な国保の運営を図ることを目的として、運営主体を市から県へ移行することとなっており、今後は関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら、きめ細かなサービスを確保する必要があります。

また、生活に困窮する者などに対して、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適正運用の促進に努めています。

この分野における今後の課題

今後は、医療費の適正化や収納率の向上など事業の健全運営に向けた取組を進めるほか、国保の運営主体が県へ移行すること等医療制度改革への適切な対応に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の

生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する市民の理解をさらに深めていく必要があります。

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。今後とも、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、これらの取組を継続して実施していく必要があります。

主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や退職被保険者資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うとともに、ねんきんネットシステムを活用するなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、生活習慣病の対策強化と重症化予防を図り、医療費の抑制に努めます。また、後発医薬品の活用は、短期的に医療費を抑制できることから、さらに活用の啓発に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

年金事務所と連携した広報・啓発活動の推進等により、国民年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。

(3) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用

生活に困窮する者などの相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用とハローワークなど関係機関と連携した生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立更生を支援します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
後発医薬品の活用	%	50	—	70	後発医薬品の使用数量の割合
生活困窮世帯(*)の自立支援（平成27年度からの制度）	世帯	—	20	30	*生活困窮世帯とは、生活困窮者自立相談支援事業において、自立相談支援機関で相談を受けた世帯
生活保護世帯の自立支援	世帯	12	25	30	生活保護から自立した世帯（死亡者世帯は除く）の数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 勤労意欲をもち、健康な心と体を維持し、生活します。 健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。 医療費適正化のため後発医薬品を活用します。 年金に加入し保険料を支払います。 早期に健康等阻害要因を回復し、就労して自立に努めます。
地域・団体・事業者	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。 <p>民生委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につなぎます。また、行政と連携して生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立を支援します。



2-6 子育て支援の充実

前期計画期間における取組と評価

- 次世代育成支援地域行動計画にもとづき、子育て世帯に対する医療費助成や保育料の軽減など、経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 子育てに必要な情報を提供するため、市公式サイトや広報紙等で、定期的な情報発信に努めるとともに、子育て支援センターやすこやかひろばでは、子育てに関する情報提供と合わせて、相談等にも対応し、子育て支援サービスにも努めました。
- 今後は、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のため、次世代育成支援地域行動計画を継承した子ども・子育て支援事業計画にもとづき、保育や子育て支援のニーズや課題に対して適切な事業を実施し、さらなる子育てのしやすい環境整備に取り組むこととしています。

施策の目的

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高め、本市で子育てしたい人を増加させるよう努めます。

この分野の現状と本市の取組

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。本市においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。

本市では、保育所の体制整備とサービスの充実を図るとともに、「地域子育て支援センター」の充実により育児相談や情報提供など子育て支援に努めています。

さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童・生徒の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、一人親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

今まで実施してきた子育て支援策としては子育て家庭の負担軽減に取り組み、平成19年度から市独自で第3子以降保育料軽減を実施しています。初年度となる平成19年度には25%を軽減し、平成20年度には50%軽減、平成21年度には75%軽減と25%ずつ軽減率を拡大してきており、平成22年度には無料化を達成したところです。

この分野における今後の課題

今後は、保育所、認定こども園、学校の一層の連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備のほか、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など、従来の取組に加え、さらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援地域行動計画を継承した子ども・子育て支援事業計画にもとづき、子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

次世代育成支援地域行動計画にもとづき、子育てに関する各種施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進し、「子育てするならくしま」の体制づくりを進め、本市への定住の魅力づくりとして子育て支援を位置づけます。

また、今後は次世代育成支援地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画にもとづき、保育や子育て支援のニーズや課題に対して適切な事業を実施し、さらなる子育てのしやすい環境整備に取り組めます。

(2) 保育サービスの充実

特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設等保育環境の改善とともに、地域での子育て支援の拠点となる保育所の地域活動事業の充実に努めます。

(3) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、児童虐待などによる要保護児童への対応、一人親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。

(4) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相

談・援助体制としての地域子育て支援センターの機能充実を図るとともに、初めて母親となる家庭に対しても、子育て支援センターの機能を周知し、子育て世代が安心して産み育てられるようさらなる利用促進を図ります。

また、地域保育所での「子育て相談」の開設や乳幼児・児童・生徒の医療費助成の充実に努めます。

(5) 親の育児能力向上の支援

親が子育てを自立して行うことができるよう、保育士、保健師、栄養士、家庭児童相談員等による子育て相談や子育て中の仲間づくりなど、子育て環境の整備に努めます。また、今後は専門性を活用した子育て講座等を開催するなど、保育施設等とも連携していきます。

(6) 新婚・子育て世帯の定住に向けた経済的負担の軽減

新婚・子育て世帯に対して、経済的支援メニューを充実させることにより、「子育てするならくしま」と認識してもらえるような、新婚・子育て世代にやさしいまちづくりを進めます。

(7) 女性が活躍できる環境の整備と子育て世代の仕事と家庭が両立できる働き方の実現に向けた支援

男女が共に生きる環境づくりを念頭に、職場における労働条件や環境整備に向けた啓発等を行い、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭が両立できる働き方を実現します。

(8) 婚活イベントの実施

婚活・結婚支援事業を実施することにより、若者の出会いの場を創出します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
放課後児童健全育成事業の実施箇所数	箇所	7	9	9	放課後児童健全育成事業の実施箇所数(自主事業を含む)
延長保育実施保育所数	箇所	12	13	13	延長保育を実施している保育所数(自主事業も含む)
婚活イベントによるカップル成立数	組	—	—	20	

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。 ・保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、自治会による子育て支援を行います。 ・子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。 ・出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。



基本目標3 ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

3-1 幼児・学校教育の充実

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、ALTによる外国語教育の充実など、国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図っています。
- 児童・生徒の健全な育成に努めるため、スクールソーシャルワーカー等によるいじめや不登校などの心の問題に対する学校への支援を行っています。
- 子どもの安全の確保のために、保護者や学校、地域住民の連携による見守り活動を行っており、また、関係機関と協議しながら通学路の安全点検を実施しました。
- 学校教育施設・設備の整備、充実については、年度初めに各学校を訪問し、改修等を実施するとともに、学校の正面玄関や体育館の入り口のバリアフリー化を行いました。
- 小・中学校との連携をさらに強化し、「徹底した学力向上」と「地域に貢献できる人材の育成」を目指し、教育課程特例校制度を活用した小中高一貫教育を進めることとします。

施策の目的

保育所、認定こども園、小学校の連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

児童・生徒一人一人に「確かな学力」が身につくよう教職員研修の充実・推進に努めます。

また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

さらに、地域に開かれた学校環境を整備します。

この分野の現状と本市の取組

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

また、全国的に登下校中の児童・生徒への暴行や声かけ事案などの事件報道がある中、防犯体制の強化と、開かれた学校づくりをどのように進めていくかが課

題となっています。

本市ではこれまで、小・中・高が連携して教育を進めてきており、情報化への対応、ALT^{*}の配置など国際化への対応、環境教育の取組など社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

この分野における今後の課題

少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実が課題となっています。

このため、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実など、総合的な取組を一体的に進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫の改善に努めながら、外国語教育の充実など、国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。

また、児童・生徒の健康管理体制や児童・生徒に対する相談体制の充実など、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。

さらに、小・中・高の連携とともに、より行き届いた教育の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別支援教育支援員の確保と配置に努めるなど、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・支援に努めます。

^{*}ALT：外国語指導助手

(3) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育相談員やスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターの派遣とともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(4) 教職員研修の充実・推進

教職員の資質の向上のため、教職員自らが修養と研鑽に励む主体的研修に取り組むことができる体制づくりに努めます。

さらに、県教育委員会による教職員の研修の活用とあわせて、市教育委員会による授業力向上研修会や授業力向上セミナーを開催し、教職員の資質の向上に努めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

(6) 学校教育施設・設備の整備・充実

緊急性・優先度を考慮して学校教育施設・設備の整備・充実を図るほか、空調設備を含めた大規模改修を進めます。また、情報教育におけるコンピュータ等教育機器やソフトウェアの整備に努めます。

(7) 学校給食の充実

学校給食の充実・施設の整備に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。

(8) 学校再編の推進





学校再編については、「串間市新しい中学校づくり推進委員会」や「串間市学校再編検討委員会」等の会議を進め、取り組めます。また、新設する中学校の施設整備も同時並行で改修を行います。

(9) 小中高一貫教育の推進と連携型中高一貫教育校の設置

「地域貢献のための人材育成」と「学力向上」を目指し、教育課程特例校制度を活

用した小中高一貫教育を推進するとともに、平成29年4月に開校する串間中学校と県立福島高等学校との連携型中高一貫教育校を設置し、中高6年間の計画的、継続的な教育を通じて、確かな学力を育む教育の推進と豊かな人間性の育成を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
児童・生徒の長期欠席率(小中学校)	%	1.0			児童・生徒の長期欠席率(小中学校)
市教育委員会で開催する研修会及びセミナー参加者	名	414	700	800	市教育委員会で開催する研修会及びセミナー参加者
地元産品を取り入れた給食の延べ食材数	数	221			地元産品を取り入れた給食の延べ食材数
学校教育環境についての満足度	%	21.8	50	80	アンケートで市の学校教育環境について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<p>児童・生徒・保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の維持管理に協力します。 あいさつなど積極的な声かけを行います。 読み聞かせ等の学校ボランティア活動への取組を行っていきます。 学校行事等へ積極的に参加します。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。 学校と地域が一体となった教育の推進について積極的な検討を行います。

3-2 生涯学習社会の確立

前期計画期間における取組と評価

- 公民館講座など、社会教育活動の拠点となる文化会館、公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた施設の有効活用を図っています。
- 図書館については、平成27年4月から1人あたりの貸出冊数の制限を5冊から10冊に緩和して利便性を高め、より利用しやすい図書館づくりを目指し規則を改正しました。
- 福島高校への図書館司書の出前レファレンス(相談)を実施し、高校生の利用促進と教育活動の支援を行っています。
- 市民の学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、「生涯学習推進大会」や「美術展」など学習の成果を活用する場の確保と県立美術館との連携などを図ります。

施策の目的

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、地域、家庭、社会と一体となり、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

この分野の現状と本市の取組

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本市では、市民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館をはじめ各公共施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。

また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成、指導者の確保等に努めています。

この分野における今後の課題

少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきていることから、これに対応し、すべての市民が自発的意志にもとづいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされることが重要です。

また、生涯学習の取組により、まちづくりを担う人材育成の推進を図ることが必要であり、そのための学習環境づくりが求められています。

このため、公民館・図書館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、市民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる文化会館、公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

また、社会教育施設は、老朽化対策が必要となっており、特に文化会館の施設設備は顕著であるため、整備を図ります。

(2) 図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行うとともに、ビジネス支援や学校教育支援(子育て支援含む)など新しいサービスの提供を推進します。

(3) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心とし、「くしま学」、「出前講座」、「家庭教育学級」、「成人向け講座開設」など多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報紙や市公式サイトをはじめ多様な情報提供の充実に努めます。

(4) 指導者の育成と団体等の活動支援

「生涯学習専門指導員」など様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

(5) 学習成果の活用

市民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくり・経済活動に生かす生涯学習社会の実現のために、「生涯学習推進大会」や「美術展」など学習の成果を活用する場の確保と県立美術館との連携などを図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
公民館利用者数	人	34,421	37,000	38,000	年間の公民館の利用者数
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	3,206	3,300	3,400	年間の生涯学習関連の講座・教室の参加者数
人材バンク登録者数	人	37	50	110	人材バンクの登録者数
図書館の年間貸し出し冊数	冊	121,048	130,000	135,000	図書館の年間の貸し出し冊数
市の生涯学習環境についての満足度	%	29.2	30.0	40.0	アンケートで市の生涯学習環境について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
地域・団体・事業者	<p>地域・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 学び合う仲間づくりを図ります。 地域の課題解決に取り組みます。

3-3 生涯スポーツの振興

前期計画期間における取組と評価

- 串間市スポーツ推進委員協議会と連携し、年間4つのスポーツイベントを開催しながら、県が進める「みんながスポーツ1130県民運動」の推進に取り組みました。特に、だれでも気軽に取り組み、健康増進に効果の高いウォーキングについては、毎年11月3日の秋祭りにあわせて大会を開催しており、平成26年度からはさらに効果が見込めるポールウォーキングを実施しました。
- スポーツ団体、指導者の育成については、串間市体育協会に運営費補助を行うとともに、同協会が各種競技大会・指導者育成・スポーツ教室開設等を行うことで、スポーツ活動の活発化を図っています。
- 平成26年度より串間市スポーツ指導者育成費補助金を設けることで、体育協会加盟員以外でも指導者の育成を図っています。
- 体育協会や総合型地域スポーツクラブ*をはじめ、スポーツや健康づくりなど各種団体の連携・協働を推進するため「串間市生涯スポーツ・健康づくり情報連絡会議」を開催し、連携・協働に努めています。

施策の目的

すべての市民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援するとともに、スポーツを通じた交流を活発化させます。

この分野の現状と本市の取組

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、青少年の健全育成、世代を超えた人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本市では、各種スポーツクラブ、スポーツ少年団活動のほか、多くの人々がスポーツの日常化に努めています。また、県内外より大学及び社会人等多くのチームが本市でのスポーツ合宿を実施しています。

*総合型地域スポーツクラブ：日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。

この分野における今後の課題

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたって、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、だれでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

主要な施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

総合体育館、総合運動公園などの各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者制度により、民間的ノウハウを活用することで、より柔軟な施設管理・運営を行い、利用者の利便性の向上と施設の有効活用にも努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、串間市スポーツ推進委員協議会や各種スポーツ団体、健康づくり団体等と連携を図りながら、特にメタボリック^{*}やロコモ^{**}対策など健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。

さらに、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツ^{**}の普及等を図ります。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、串間市スポーツ指導者育成費補助金の活用により、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。

また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブの支援・連携を図ります。

^{*}メタボリック：内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態

^{**}ロコモ：ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の略。運動器の障害による移動機能の低下した状態

^{**}ニュースポーツ：20世紀後半以降に新しく考案、紹介されたスポーツで、軽スポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。

さらに、体育協会加盟員数が減少しているため、協会加盟していない既存団体への働きかけや、スポーツ教室などの開催により競技人口の拡大を図ります。

(4) 競技スポーツとの交流

野球をはじめ各種プロ・アマの競技スポーツの合宿等の誘致と交流を図り、市民スポーツの振興と交流人口の拡大に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
体育施設利用者数	人	85,828	88,000	88,000	年間の市有体育施設の利用者数
体育協会加盟団体数	団体	24	24	25	体育協会加盟の団体数
スポーツ環境の満足度	%	32.0	35.0	40.0	アンケートで市のスポーツ環境について満足していると答える市民割合
週1回以上スポーツ活動をしている人の割合	%	28.1	32.0	38.0	アンケートで週1回以上スポーツ活動をしていると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。 市内で合宿するプロ・アマの競技スポーツ団体との交流ともてなしに努めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。

3-4 青少年の健全育成

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、青少年の活動促進として、放課後や週末における体験活動を、市子ども会連絡会を中心に実施しています。
- 青少年のまちづくりへの参画促進については、市の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加促進を図っています。
- 串間市青少年問題協議会や串間市青少年育成市民会議による助言、指導、実践により、青少年の問題行動は極端に少なくなっていますが、ネットなどによる有害な情報やいじめなどが憂慮されており、被害の早期発見等が難しい現状となっているため、関係機関と連携し、対策を図ることとしています。

施策の目的

青少年の健全育成を目指し、現在の青少年育成市民会議及び各地区青少年育成協議会の組織を中心として、さらに関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

また、みんなが共通認識を持って青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

この分野の現状と本市の取組

急激な社会構造の変化に対応できる社会教育のあり方が問われています。

また、こうした社会・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的にみられ、いじめ、不登校、無気力などが生じているとともに、体験活動の場の不足、異年齢の集団における活動の不足などが指摘されています。

一方では、青少年が犯罪被害に遭ったり加害者になったりする事件の多発化、凶悪化も問題になっており、青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

本市では、地域に密着した社会教育活動を展開してきました。また、地域の教育力を結集し、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援するとともに、非行対策、環境浄化活動、街頭指導活動など、青少年の非行防止を積極的に推進してきました。

この分野における今後の課題

活動に参加する人の固定化や減少などがあり、施設の整備充実や幅広い人を対象とした様々な社会教育活動の推進が課題であるとともに、青少年が安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 青少年の活動促進

各種青少年団体・グループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

また、放課後や週末における体験活動、ボランティア活動、世代間交流、地域間交流など、青少年が様々な体験ができる機会の提供を図ります。

(2) 青少年のまちづくりへの参画促進

市の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

(3) 育成環境の整備

青少年団体、関係機関などとの連携により、有害図書・広告の排除、街頭指導などを行うとともに、保護者や子どもにインターネットやスマートフォンの正しい使い方を教え、地域ぐるみの社会環境の浄化をより一層進めます。

また、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な指導・助言により問題行動の防止に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
青少年補導件数	件	7	↓	↓	年間の青少年補導件数
青少年指導者の確保	人	21	20	50	青少年指導（青少年育成アドバイザー、青少年育成推進員、各地区育成協議会会長等、子ども会）
市の青少年の健全育成環境についての満足度	%	21.4	25.0	32.0	アンケートで市の青少年の健全育成環境について満足と答える市民割合
青少年体験事業の参加人数	人	157	150	150	ふれあい体験の参加者数

参画と協働の指針

市民	<p>児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> 心豊かに、自ら学び、目標を持ってたくましく生きます。 <p>家庭・保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における基本的な生活習慣、躰を身に付けさせます。
地域・団体事業者	<p>地域・PTA</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の児童・生徒が置かれている課題等を共通認識し、これからの時代を担う青少年の健全育成を支援します。

3-5 地域文化の継承・創造

前期計画期間における取組と評価

- 芸術・文化団体、指導者の育成については、市内最大の文化団体である文化協会の運営費助成を通じて、加盟団体の育成を図っています。
- 舞台芸術披露・鑑賞の機会である文化祭、美術作品発表・鑑賞の機会である串間市美術展、中央からの講師を招聘して開催する文化講演会の実施等、文化イベントの充実を図っています。
- 指定文化財については、環境整備事業や岬馬及びその繁殖地における草地拡大事業等を通じて適正な保護を図ることができており、民俗芸能等においても各団体が継承活動を継続しています。
- 旧吉松家住宅では年1回の企画展を開催するなど、文化財の活用にも努めています。

施策の目的

市民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、文化財の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の文化の伝承に努め、これらの総合的な活用を推進します。

この分野の現状と本市の取組

人々の価値観がますます多様化する中で、人生にゆしみとうるおいをもたらすものとして、文化活動に対する関心が一層高まっています。

本市は早い時期に人が定住した地域であり、古墳をはじめ貴重な歴史遺産を多数有するまちです。これらの歴史や文化は本市の特性の中でもとりわけ誇るべきものであり、未来へ継承する遺産であるとともに、地域活性化につなげる交流資源としても活用していく必要があります。

また、文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財の調査等を進めています。

市内には、民俗芸能継承団体として、「太平棒おどり」、「古大内鎌おどり」などがあり、特色ある行事としては、都井及び市木の柱松などがあり、市の魅力をアピールしています。

また、国指定重要文化財の旧吉松家住宅は串間に住むことの誇りを醸成する背景ともなっています。

この分野における今後の課題

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すものであり、人材の育成や地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実等に努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、文化財の適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

主要な施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

文化会館を拠点にして、各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

(2) 文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や美術展の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働の基に進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

また、地域でのこうした取組を支援し、地域活性化につなげます。

(3) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を推進します。

また、民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(4) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化への理解を深めるため、啓発活動や講座、展示などを通じて文化財に対する市民への意識の向上を図ります。

また、旧吉松家住宅など文化財を通じた情報発信と交流活動を推進するとともに、文化財の効果的な活用策等について検討します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
美術展参加者数	人	570	800	1,000	美術展の参加者数
旧吉松家住宅入館者数	人	9,039	12,000	14,000	旧吉松家住宅入館者数
歴史・史跡教室等の参加者数	団体	27	25	30	歴史・史跡教室等の参加者数(くしま学等参加団体数)
市の文化芸術環境についての満足度	%	22.0	21.5	22.0	アンケートで市の文化芸術環境について満足していると答える市民割合
市の文化遺産の状況についての満足度	%	21.3	22.0	22.5	アンケートで市の文化遺産の状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民が主体的に、文化・芸術に興味を持ち、自ら文化・芸術活動を行います。 文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 市民自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域における文化活動の振興に努めます。 地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。 地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

基本目標4 みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま

4-1 農林水産業の振興

前期計画期間における取組と評価

- 農業については、人・農地プランの策定と集落営農の取組の推進を強化するとともに、生産者並びに関係機関・団体との連携のもと、制度事業等を有効に活用するなど、農業生産基盤の強化を図りました。
- 後継者・新規就農者対策については、国の青年就農給付金の活用により、青年就農者の確保・育成を図り、中山間地域対策については、中山間地域等直接支払制度を活用しながら、耕作放棄地発生未然防止及び多面的機能の増進を図りました。
- 林業については、森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林組合等を中心に年次的に林業生産基盤である路網の整備に努めました。
- 計画的な森林施業の促進として、森林所有者が効率的に森林施業を行うために、森林の調査、境界確認、合意形成活動を実施し森林経営計画の推進を図りました。
- 森林組合の強化として、事業振興資金の貸付により、林業の振興と林業経営の安定を図り、林業従事者の確保・育成に努めました。
- 漁業については、漁船の安全確保のための漁港整備、地先資源の増殖のための漁礁設置を行い、養殖漁業以外では、ここ数年1500トン前後の漁獲量で推移しています。しかし、漁業者のコスト削減も限界にきているため、前年度の重油の使用量に応じ、漁船保険料及び漁獲共済掛金の補填を行い、意欲のある漁業者の経営の安定を図っています。
- 都市住民や消費者との交流については、J A大東青年部が「芋ほり大会」を定着させ、市内外から数多くの参加者が訪れています。また、市内小学校を対象とした米づくりやお茶の淹れ方教室の開催など、消費者との交流も積極的に行っています。

施策の目的

安定した農業経営の実現に向け、多様な農業振興施策を総合的・計画的に推進し、農業所得の向上を図るとともに、農業生産基盤の強化と農業の成長産業化を目指します。

森林の持つ多面的機能の持続的発揮と地球温暖化防止に貢献する森林吸収源対策に向け、計画的な森林施業の促進と森林の保全・活用に努めるとともに、基盤整備の強化や未利用木材の有効利用を図ります。

活力ある水産業の確立に向けて、漁業基盤の整備や栽培漁業の推進、地域の水産物のブランド化を推進します。

この分野の現状と本市の取組

わが国の農林水産業は、農林水産物の輸入の増加や社会経済のデフレ現象、消費の減少により価格の低迷が続き、農林水産所得は大きく減少しています。

このような状況の中、農業・農村を取り巻く環境は、担い手の減少や耕作放棄地の増大、集落の機能低下、さらには将来的な市場アクセスの動向に伴う先行き不安など依然として厳しい状況にあります。

畜産業については、本市の基幹的部門に成長してきていますが、配合飼料価格の高騰や畜産物価格の低迷等により農家経営は厳しい状況にあります。

また、森林・林業は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など、多面的機能を持っており、人々の生活に密接に結びついています。

さらに、水産業を取り巻く環境は水産資源の減少と魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しさを増しています。

本市ではこれまで、基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物のブランド化や食用かんしょをはじめ、多くの品目(きゅうり、ピーマン、ごぼう、オクラ、茶、葉たばこ、きんかん、マンゴー等)の産地化が図られているとともに、堆肥利用を中心に環境保全型農業の取組が積極的に展開されています。

畜産業については、担い手の減少や高齢化に伴い、飼養農家戸数は減少傾向にあるものの、適正な飼養管理指導による規模拡大や、低コスト生産、高品質生産等を推進してきました。また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対しては、関係機関・団体等と連携し防疫体制の強化に取り組んできました。

また、本市の林業は、人工林の殆どが伐期を迎えており、長引く価格低迷の中にあっても伐採が進み、その後再造林がされない未植栽地が増えている状況にあったことから、森林経営計画の推進に取り組み計画的に森林施業し、未植栽地の解消に取り組んでいるとともに、基盤整備の強化に取り組んでいます。

水産業については、沿岸漁業と養殖業が主体で、これまで稚魚放流による栽培漁業や地先資源の増殖のための漁礁設置、養殖生簀係留施設の整備を推進し、生産の安定、漁場改善に取り組んできました。

この分野における今後の課題

農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家戸数の減少や就業者の高齢化、担い手の減少、これに伴う耕作放棄地の増加等の問題が深刻化しています。このため、耕作放棄地の解消や農地基盤の一層の強化を図りながら、経営感覚を備えた農業者の育成や集落営農組織等の育成・強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全・有効活用、農業生産基盤の充実等に努めるとともに、地域の特色を生かした6次産業化・農商工連携の推進や、流通システムの多様化・国際競争力の強化への対応に取り組む必要があります。

また、TPP協定交渉の大筋合意に伴う先行き不安が増大する中、競争力のある強い農業の確立のためには、マーケット・インの視点による生産体制の一層の推進とともに、本市の立地条件や経営条件に適合した水田農業の実現や畜産生産基盤の強化等による体質強化を図る必要があります。

さらに、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食料供給体制の整備と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

林業では、木材価格や木材需要の低迷や従事者の高齢化などに伴い、生産活動が停滞し、林業を取り巻く情勢は未だ厳しい状況であり、森林機能の総合的な低下が懸念されています。このような状況から、今後は、森林経営計画により森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林内の路網整備や間伐を推進し、植栽未済地の解消に取り組む、合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要があります。また、森林施業を平準化させ将来にわたり継続して林業を維持していくための取組が求められます。

水産業は、漁業就業者の減少やの高齢化、担い手不足が深刻化しています。限りある水産資源を守り育てる資源管理型漁業を積極的に進め、漁場環境整備などとともに、栽培漁業の推進に努め、「つくり、育てる」水産業に取り組み新規漁業就業者を確保する必要があります。また、魚価の低迷による経営難が深刻化しており、魚価の向上が大きな課題となっています。

主要な施策

(1) 農業生産基盤の充実

農用地利用改善団体の機能強化、鳥獣害対策の一体的な実施等により、遊休農地・耕作放棄地の解消を図り、優良農地の確保・保全に努めるとともに、生産者並びに関係機関との連携のもと、制度事業等を有効活用した、ほ場整備、農道、用排水施設の整備・長寿命化を図り、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

(2) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の推進等を行い、経営所得安定対策等の活用により意欲ある多様な農業者の育成を図るとともに、集落営農や、農業経営の法人化、国の青年就農給付金など多様な農業振興施策の展開により農業所得の向上を図り、後継者や新規就農者の育成・確保対策を推進します。また、農業の成長産業化等を効果的に推進するための人材の活用等に努めるとともに、集落営農の推進と併せ、農業・農村が持つ多面的機能の維持、特色ある中山間地域づくりの推進に努めます。

(3) 環境にやさしい農業の促進

生産コストの高騰による影響を緩和するとともに、温暖化対策等、新たな省エネ技術の支援を行うとともに、安全・安心な生産体制を一層強化するため、GAP（農業生産工程管理）やICM（総合的作物管理）技術を推進します。

また、引き続き廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境にやさしい農業の促進に努めていきます。

(4) 地域特産物の開発（産地づくり）

本市の基幹産業である第一次産業においては、農林水産物を核とした6次産業化や農商工連携による農畜産物のブランド化を図り、農林水産物の成長産業化を促進します。

また、地域特性、消費者ニーズ、国が進める食料自給率向上のための戦略作物等を踏まえた新作目の導入を進めるとともに、既存作物については、品質向上対

*6次産業：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

策、生産コストの低減、作業の省力化、環境保全型農業の推進等により産地強化を図りながら、6次産業^{*}化を視野に入れた農畜産物の加工体制の充実を促し、加工特産品の開発を促進するとともに、販路の確保については、6次産業化の維持・発展のためには必要不可欠であることから、宮崎県農業振興公社や宮崎大学などの関係機関と連携を図りながら、6次産業化団体の育成・支援を図ります。

さらに、多種多様化する消費者ニーズを常に把握し、農畜産物の付加価値を高めて競争力の強化を図るとともに、他産地と差別化した本市独自のオリジナルブランドの創出に努めていきます。

(5) 競争力の高い農業生産体制の強化と畜産基盤の強化

人・農地プランに位置付けられた経営体の育成と農地の有効活用を促進するとともに、優良繁殖雌牛の保留促進や畜舎整備等による畜産生産基盤の強化を図ります。

(6) 畜産の振興

肉用牛については、経営の体質強化を図りながら、適正な飼養規模の拡大を推進するとともに、飼養管理技術の改善並びに受精卵移植を活用した新生産技術の活用など、畜産経営の高度化を志向する意欲の高い後継者の育成を図ります。

特に、黒毛和種にあっては、地域内に優良繁殖雌牛を保留し、優良形質の確保を促進するとともに、肥育技術の維持向上を図ることにより、生産性の高い地域内一貫生産体制の確立を目指します。

酪農については、生乳需要の長期見通しにもとづき、計画的生産を推進し、生産コストの低減、乳質改善に努め、受精卵移植や雌雄判別精液ストローを活用した新生産技術の導入等により経営の安定化を図ります。

養豚については、優良種豚・母豚及び優良精液の導入等により、繁殖豚の更新を促進し、生産性ととも、肉質等の品質向上を図り、経営の安定化を目指します。

畜産経営における環境保全に努めるため、家畜排せつ物の適正管理及び良質たい肥を利用した飼料生産などによる循環型農業の確立など、自給粗飼料確保対策を含めた総合的な畜産振興を図ります。

(7) 防疫体制の強化

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢等防疫体制の強化を図るため、畜産農家に対する消毒や飼養衛生管理基準等の指導の徹底と、「串間市家畜伝染病対策行動防疫マニュアル」にもとづく初動防疫体制の整備・運用とともに、関係機関・団体との一層の連携を図ります。

また、家畜伝染病を県内に入れたい、県外に出さないため、協定書を締結する志布志市と情報の共有化を密に図ります。

(8) 林業生産基盤の整備と計画的な森林施業の促進

森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、作業道等の整備を進めます。

また、森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の集約化や受委託を促進し、共通の認識と目標の基に合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を推進します。

(9) 林業従事者の確保

林業の振興と林業経営の安定を図るため、事業振興資金の貸付などにより、地域林業の中核的担い手である森林組合の強化に努めるとともに、林業従事者の確保・育成に努めます。

(10) 森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また、森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、森林所有者の森林経営計画作成や保安林指定などを視野に入れた市民参画による森林の保全・育成を模索します。

(11) 漁業基盤の整備と水産資源の確保

漁港施設においては、漁船の保全を目的としたものだけでなく、背後の集落を津波等の自然災害より守る施設として、整備を進めるとともに、魚礁の設置等により漁場の整備に努めます。

また、水産資源を維持し、計画的な漁業生産を図っていくために、稚魚の放流や藻場造成活動を支援し、栽培漁業や養殖漁業の推進に努め、「つくり、育て管

理する」漁業の確立を目指します。

(12) 水産物のブランド化、流通対策の推進

養殖イワガキも含め、より多くの魚種の地域ブランド化を推進するとともに、新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。

(13) 新規就業者と後継者の確保・育成と経営体制の整備

漁業就業者を確保するため、国の新規漁業就業者支援事業など、各種漁業振興施策の展開により漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。また、魚価の低迷による経営難が続いているため、魚価向上のための販売戦略を構築する取組を推進します。

(14) 流通体制の充実



既存の流通ルートの一層の充実に加え、多様化する流通ルートに対応した支援、地産地消や食育の推進、PR活動やイベントの活用など、多面的な取組を促進し、市内外における消費拡大の推進に努めます。

(15) 都市と農山漁村との交流の促進

都市と農山漁村との交流については、農業団体だけでなく、商工団体や観光協会などとの連携を強化し、都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地、林地の有効活用の視点到に立ち、民間団体等が行う農山漁村体験等の取組を推進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
認定農業者数	人	386	400	400	認定農業者の経営体数
農道舗装の推進	km	314.8	324.0	335.0	農道の舗装延長
農地の整備率の向上	%	35.9	38.0	41.2	農地の整備率
粗飼料生産組合数	組合	15	15	15	自給粗飼料生産組合数
畜産粗生産額	百万円	3,940	4,000	4,500	年間の畜産粗生産額
飼料作物作付面積	ha	1,229	1,230	1,235	飼料作物の作付面積
繁殖雌牛飼養頭数	頭	3,758	3,760	3,800	繁殖雌牛の飼養頭数
市の農業振興についての満足度	%	10.3			アンケートで市の農業振興について満足と答える市民割合
除間伐・利用間伐面積	ha	157.0	150.0	150.0	南那珂森林組合の実績値
作業道・林業専用道の整備延長	km	17.5	10.0	10.0	南那珂森林組合の実績値
森林経営計画認定率	%	29.52	33.46	51.23	森林経営計画対象森林面積
漁礁投入による漁業生産量	kg	21,499	41,300	41,300	串間市漁協・串間市東漁協業務報告書より
稚魚放流による漁業生産量	kg	5,109	5,970	5,970	串間市漁協・串間市東漁協業務報告書より
漁業生産量(養殖)	t	8,074	7,600	7,600	串間市漁協業務報告書より
全体水揚量(養殖以外)	t	1,501	1,500	1,500	串間市漁協・串間市東漁協業務報告書より

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの生産等について理解を深め、地域における共存共栄に努めます。
	<p>農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 質が高く、安全な農産物の生産に努めます。消費者に対する農産物情報の提供を行います。 認定農業者等で、規模拡大を図る意欲的な農業者に遊休農地等を積極的に貸し付けます。 環境保全型農業を進めるとともに、生産コストの低減に努めます。 ほ場整備事業の推進を図ります。 維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。 輸入粗飼料に依存しない、安心・安全な畜産物を生産するため、自給粗飼料の生産・確保を行います。 飼養管理技術の向上により、飼養頭数の規模拡大を図ります。 優良繁殖雌牛及び優良種豚のレベルアップを図ります。 環境保全型及び資源循環型畜産を進めます。 家畜伝染病の発生及び侵入防止のため、消毒等による自主防疫の強化を図ります。 家畜伝染病の発生を想定した埋却地の確保を行います。
	<p>林業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の適切な保全・育成に努めます。 環境に配慮した森林づくりを進めるとともに、持続的な林業経営に努めます。 生産性の向上と施業や経営の集約化を図り、後継者の育成に努めます。
	<p>漁業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 海の環境保全に努めます。 資源の管理に努めます。 海難事故の救助に協力します。

農業

- 認定農業者数の維持・確保に努めるとともに、意欲ある多様な農業者を育成します。
- 農業者の経営改善を指導します。
- 就農希望者に対する情報提供や支援を行います。
- 施設園芸に対する支援を行います。
- 生産性向上に向けた基盤整備（ほ場整備、農地の集積化）を行います。
- 安全な農産物づくりへの支援を行います。
- 農業協同組合は、農業振興に関する多面的な活動を行います。
- 生産基盤支援対策事業の推進を図ります。
- 県営土地改良事業の推進を図ります。
- 農地保全整備事業の推進を図ります。
- 多面的機能支払交付金制度事業の推進を図ります。
- 経営感覚に優れた畜産担い手を育成します。
- 安心・安全な畜産物の生産及び生産性向上に向けた自給飼料に立脚した畜産物生産を推進します。
- 労働力の軽減、低コスト及び遊休農地解消のための放牧を推進します。
- 家畜伝染病予防法にもとづく伝染病の発生予防及びまん延防止対策、家畜衛生対策を推進します。
- 市と連携して畜産農家台帳の整備を行います。

林業

- 森林組合への施業・経営の集約化を図るとともに、適切な森林施業に努めます。
- 林内路網の整備、造林、下刈、間伐等に対する補助、松くい虫の防除、県産材の利用促進を行います。

漁業

- 経営感覚に優れた担い手を育成します。
- 漁業者の経営改善を指導します。
- 就業希望者に対する情報提供や支援を行います。
- 漁業協同組合は、漁業振興に関する多面的な活動を行います。

4-2 商業・サービス業の振興

前期計画期間における取組と評価

- 魅力的な商業・サービス業の促進を図るため、小規模事業者が多い本市で役割の大きい串間商工会議所に対して積極的に支援を図ることで、商品券発行や各商店街の活性化につながっています。
- 市街地部に位置する商店街の環境・景観整備対策等については、「旧吉松家住宅周辺（仲町通り）再開発事業」において、基本計画、実施計画を策定済みですが、平成27年度以降については、中心市街地まちづくり事業により道の駅計画と一体的に事業を進めていくこととしています。

施策の目的

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、魅力ある商業環境づくりを進め、商業・サービス業の活性化を図ります。

この分野の現状と本市の取組

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。

本市では、商工会議所との連携を図りながら、商店街の街路灯設置や各種イベント等の支援を行い、少しずつながら、魅力的な商店街づくりが進められています。

また、各商店やサービス業に対する経営支援として、中小企業相談所による経営指導や労務改善等を進めてきています。

この分野における今後の課題

本市の商業・サービス業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、消費生活の安定・安全など市民生活の向上に寄与してきましたが、インターネットの普及、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出もあり、商業環境は厳しさを増しています。

このため、商工会議所との連携のもと商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。

主要な施策

(1) 魅力的な商業・サービス業の促進

時代の流れや消費者ニーズに的確に対応したサービスを行う個店づくりを進めるとともに、新規開業者や既存事業者への支援を行い、地元商店ならではの地域密着型の商業・サービス業を展開します。

また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用により既存企業の体質強化を促進するとともに、新産業や新ビジネスの創出と起業化に努め、独自性のある新たな特産品の開発を促進します。

(2) 商業拠点の整備

市街地部に位置する商店街の環境・景観整備対策等について、市民や事業者との協働の基に検討を進め、都市基盤整備と連動した人々が集うにぎわいの場づくりを目指します。

また、民間活力を活かしたイベントの開催、空き店舗を使った新規開業者への支援を行いながら、魅力ある商店街づくりを目指します。

今後は、中心市街地まちづくり事業で、道の駅計画と一体的に事業を進めていきます。

(3) 指導支援体制の強化

宮崎県産業振興機構、中小企業相談所、商工会議所等との連携を図りながら、各種研修会や相談会の開催・案内を行うとともに、優良情報の提供、経営指導等を強化し、経営の安定化や人材育成に努めます。

また、適正な経営管理のための専門家派遣、各種融資制度の周知と活用を促進し、経営体質・基盤を強化します。

(4) 農林水産業や観光との連携の強化

農林水産業や観光とも連携し、事業の強化・充実を図るとともに、新たな特産品の開発・販売、観光客を対象とした新たなサービスの掘り起こしなど、市内の商業・サービス業の振興に取り組みます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
商工会議所加盟商店数	店	172	185	190	商工会議所加盟の商店数
卸売・小売業の年間商品販売額	百万円	14,541	17,000	17,000	卸売・小売商業の年間商品販売額(経済センサス)
市の商業振興についての満足度	%	5	15	30	アンケートで市の商業振興について満足していると答える市民割合
日頃、市内で買い物をする率	%	92.1	93	95	アンケートで日頃、市内で買い物をするかと答える市民割合
制度融資件数	件	8	10	10	年間の制度融資件数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市内での消費に努めます。
地域・団体・事業者	<p>商店</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客のニーズに合った個店の魅力づくりと自助努力を行います。 個店の近代化、魅力化と自助努力を行います。 <p>商店街</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の強化と、共同販売の推進を行います。 商店街の環境整備を行います。 <p>商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する経営の指導を行います。 商業振興に関する多面的な活動を行います。

4-3 工業・地場産業の振興

前期計画期間における取組と評価

- 既存企業の体質強化の取組としては、定期的な訪問による状況確認や優良情報の提供、また市の融資制度等の積極的活用を促進することで、経営安定化の支援を図っています。
- 企業誘致活動を進めてきましたが、新たな企業誘致の目標達成には至っておらず、今後も、積極的に企業の誘致を図っていきます。
- 特産品開発、新産業創出等への支援策として、地場産業振興対策協議会への補助を実施し、当協議会が主催する朝市の支援等を行うことで、異業種交流や特産品の周知に努めています。

施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化及び、地場産業の振興を促進します。

この分野の現状と本市の取組

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、若年層の定住促進など、重要な役割を担っています。

本市では、既存企業の育成については、定期的な企業訪問を行い、意見交換や情報収集に努めながら企業の経営サポートを行ってきました。

また、企業誘致については、在京申間会や近畿申間会等との連携による企業情報の収集並びに県外企業の訪問等を行ってきました。これらの取組の結果、誘致企業等の維持が図られました。

また、地場産業の振興については、異業種交流や新商品の開発に取り組むとともに、物産展やインターネット販売により、地場製品のPRや販路開拓に取り組んできました。

この分野における今後の課題

長期にわたる景気の低迷や経済危機、国際競争の激化等を背景に取り巻く情勢は厳しさを増しつつあります。

しかし、工業団地等の空き区画もあり、立地特性に合致した流通・工業団地整

備の可能性はあります。このため、今後は、ねばり強く企業誘致を働きかけるとともに、商工会議所等との連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取組を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 既存企業の体質強化の促進

県や商工会議所等との連携を図りながら、各種研修会や相談会を開催・案内するとともに、優良情報の提供を行いながら、経営の安定化や人材育成、事業の拡大等を促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用により、経営体質及び経営基盤の強化を促進します。

さらに、市内外の企業との連携による技術革新や新分野への進出、展示商談会等への積極的な参加による取引先の確保に努めます。

今後も、起業希望者のみならず、既存企業の事業拡大や販路拡大等に対する支援を実施し、企業の体質強化につなげます。

(2) 企業誘致の推進

企業誘致を推進するため、工業団地や工業用地、優遇措置等の情報を全国発信するとともに、(財)日本立地センターや県などの関係機関との連携、各串間会などとのネットワークを構築しながら、企業情報の収集に努め、新たな企業や第1次産業と関連した企業の誘致を図ります。

また、既存企業の事業拡大等への支援を行うことで、新たな雇用の場の創出に努めます。

(3) 特産品開発、新産業創出等への支援

地場産業振興対策協議会を中心に関係機関と連携を図り、異業種交流による情報交換、技術交流、共同研究・新商品開発等を行い、新産業や新ビジネスの創出と起業化に努めるとともに、第1次産業との連携による農林水産加工技術の高度化や、「農商工連携」による地域内における原材料の供給体制の確立を目指し、独自性のある新たな特産品の開発を促進します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
誘致企業数	企業	12	15	20	誘致企業の累計数
製造品出荷額	百万円	3,828	6,066	6,239	年間の製造品出荷額（工業統計調査） * 初期値については、2008年工業統計
市内製造事業所の数	社	35	50	50	市内製造事業所（従業者4人以上）の数（工業統計調査） * 初期値については、2008年工業統計
市内の産物を使った加工品の数	品	43	55	65	市内の産物を使った加工品の数
市の工業振興についての満足度	%	2.7	15	30	アンケートで市の工業振興について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
地域団体事業者	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な経営を行います。 環境に配慮して事業を行います。 起業化、新産業創出に取り組みます。

4-4 観光・交流活動の振興

前期計画期間における取組と評価

- 現在、行政と民間による連携、民活による事業実施により、観光客の入込みの増大に努め、交流人口増加による観光振興並びに地域の活性化を図っています。
- 赤池渓谷では、ふれあいコンサート、高松海水浴場では、渚のフェスティバルなど独自のイベントも行いながら、地域にあった観光・交流資源の活用を行っています。
- 観光PRについては、現在、観光パンフレット、ポスターの作成、観光・合宿誘致及び観光・物産のPRを大阪や東京で行っています。
- 県境を越えた行政間で連携し、広域的な観光ルートづくり等を行っています。県内では、宮崎・日南市等と連携した、県南部の観光ルートづくり及びPR活動を行っています。
- さらなる観光振興を図るため、平成26年4月1日から串間市観光協会が一般社団法人となりました。今後も、観光協会との連携を図りながら、地域の活性化を図っていきます。

施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションと交流のニーズに即した多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

様々な地域の世代や地域団体のふれあいを促進するとともに、自主的な交流活動を通して、広域的な連携ができるよう活発な情報の発信に努めます。

地域間交流等の種々の交流活動により様々な考え方、知恵、技術、情報、生活文化、精神文化などを主体的に収集し、本市の潜在的可能性を発見し、自由な発想を持って主体性、積極性、内発力等の向上に寄与します。

この分野の現状と本市の取組

観光の振興において、近年の観光ニーズは、自然体験型や「ゆとり」「癒し」を求めるなどますます多様化、高度化する傾向にあり、こうした変化に対応した、リピーターの増加に向けた魅力ある観光づくりと、これを通じた交流活動の促進が求められています。

本市は、豊かな自然に恵まれているとともに、都井岬や幸島をはじめ貴重な観光資源や歴史遺産を多数有するまちです。これまでも、こうした観光・交流資源を活用し、観光振興に取り組んできました。さらに、都井岬や幸島といった貴重

な自然資源の保護に継続して取り組み、一定の維持が図られています。

交流活動の振興において、近年、情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでおり、国際理解、多文化共生社会の実現が求められています。

交流活動は、人材育成や新たな発想・気づきの契機となるものであり、その取組が求められます。

これまで、姉妹都市交流、国際交流員を活用した事業の充実に加え民間団体の支援を行い、官民一体となった国際交流活動、地域間交流事業、異業種交流事業を展開しています。

この分野における今後の課題

本市への観光客は、日帰り客が多いことのほか、都井岬や幸島、赤池溪谷等数多くの地域資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・交流資源として活用されているとはいえない状況にあります。特に、低迷する都井岬観光については、これまでとは視点を変えた取組による再興が求められています。

このため、自然志向・健康志向の強まりや癒しを求めるニーズの増大に対応するため、都井岬や幸島、赤池溪谷をはじめ、恋ヶ浦のサーフィンや温泉、ゴルフ場、高松海水浴場といった既存観光・交流資源の整備・充実・ネットワーク化を図るとともに、新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、豊かな観光・交流資源の特性を活かした体験プログラムの創出やイベントを開催し、年間を通して観光客が訪れる特色ある観光地づくりや、観光面における交流人口の増加に向けた主体的な取組を市・観光協会が一体となって推し進めていく必要があります。

また、グリーンツーリズムに代表される都市と農村との交流、都市と地方の両方に住居を持つ「二地域居住」など新しい交流のあり方もみられるようになっており、移住政策を推進するためにも、今後、地域間交流の促進が一層求められます。

交流活動の振興における課題として、グローバル化の進展の中で、互いの文化の違いを理解し、協力すること等の国際理解、多文化共生に向け、市民がグローバルな視点、感覚をさらに認識する必要があり、また、本市の地域特性や潜在的可能性の気づきなどの重要性を理解し、異なる分野、異なる地域との積極的な交流を主体的に行うことを促進する必要があります。

主要な施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用・維持管理

既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、観光ガイドやボランティア等の育成を図るほか、既存観光イベントの充実や観光・交流資源を活かした新たな観光イベントを創出するとともに、都井岬を核として幸島、赤池溪谷をはじめ、恋ヶ浦のサーフィンや温泉、ゴルフ場、高松海水浴場、旧吉松家住宅等の観光・交流資源や施設間のネットワーク化を図り、新たに計画が進められている「まちなかの道の駅」との連動による相乗効果を高めるよう努めます。

また、都井岬の再興を図るため、核となる宿泊施設の誘致に努めるとともに、「交流」、「体験」、「学習」をキーワードに、「癒しと感動体験の都井岬」づくりを推進します。

平成27年11月から開設した「くしま総合案内所」を継続的に運営することにより、観光案内や移住相談を含めた各種情報を適切かつ、効率的に提供することができ、串間の滞在時間の延長を図るとともに、おもてなし人材の育成に努めます。

また、外国人観光客へのパンフレットの多言語化等を進めることで、外国人観光客へのおもてなしの充実に努めます。

観光協会の一般社団法人化に伴い、組織の拡充及び自主財源の確保が今後の課題となっているため、プロパー職員の確保・研修の充実など事業費支援を図るなど、イベント等での物販を拡大し、自主財源の確保に努めます。

(2) 第1次産業と連携した体験型観光の充実

本市ならではの観光資源を活用したオリジナル体験観光メニューの充実が今後の課題となっており、グリーンツーリズム・ブルーツーリズム^{*}など農林漁業と連携し、自然・歴史・文化・人々等とふれあう体験メニューを創出し、着地型の観光地づくりを目指します。

また、都井岬、幸島をはじめとする観光・交流資源を効果的に活用するため、魅力的なエコツーリズムメニューを開発し、地域ブランドの確立も目指します。

^{*}グリーンツーリズム・ブルーツーリズム：農林漁業作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動

(3) 豊かな観光資源を有する都井岬の再興

都井岬は、宮崎県を代表する観光地の一つであり、間近で観察できる天然記念物の「御崎馬」だけでなく、九州で唯一参観可能な「都井岬灯台」、迫力満点の「都井岬火まつり」、そして、朝焼け・夕焼けの絶景スポット等、多彩な観光資源を有しており、それらを最大限活用し、都井岬の再興を図ります。

(4) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、公式サイト充実、マスメディアの活用等を通じ、本市の観光についてのPR活動を推進します。

また、スポーツ&カルチャーランド申間推進協議会等と連携し、今後もスポーツ合宿等の誘致を積極的に推進しながら、本市の合宿地としての魅力をPRします。

(5) 広域観光体制の充実

県境を越えた広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、地域が一体となった観光振興施策を推進します。

(6) 国際理解・国際感覚の醸成の推進

国際理解を深めるために、民間団体と協力し国際交流活動を支援するとともに、それぞれの分野において国際情勢への関心が高まる情報の提供等を行います。

(7) 地域間交流等多様な交流の促進

地域間交流活動を中心に異業種間等の交流を推進するため、人材育成の観点も含め姉妹都市高鍋町をはじめとした地域間交流、青年層を中心とした異業種間交流を図ります。

(8) 移住政策の推進

移住・定住PRの拡充・空き家バンクの登録推進と移住相談対応など受け入れ体制の整備、アフターフォロー強化など、官民協働による移住・定住政策を分野横断的に進めるとともに、地域おこし協力隊の招へいにより、都市部等からの移住の推進を図ります。

また、民間団体で組織する新しくしま人応援隊と協働し、移住体験ツアー等の企

画を盛り込んだ事業を展開し、本市の魅力を発信し、移住につなげられるような活動の展開を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
地域間、異業種間等の交流人口	人	281	300	300	姉妹都市交流 異業種青年交流
国際交流イベント等の参加者数	人	2,997	2,600	2,600	国際交流員との交流人口を含む
観光入込者数	人	332,325	270,000	320,000	年間の観光入込者数
観光イベント参加者数	人	47,188	40,000	42,000	観光イベントの参加者数
観光・レクリエーション施設利用者数	人	32,759	32,000	35,000	年間の観光・レクリエーション施設の利用者数（ビジターセンター・アクティブセンター）
観光協会ホームページアクセス件数	件	74,704	107,000	266,000	年間の観光協会ホームページへのアクセス件数
総合案内所への直接訪問者数	人	—	1,137	2,866	2,866人については、平成31年度目標値
市の観光振興についての満足度	%	9.1	25	50	アンケートで市の観光振興について満足していると答える市民割合
Uターン、Iターンの移住者数	人	—	—	50	事業実績(調査)による

参画と協働の指針

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> • もてなしの心の醸成に努めます。 • 観光客に気持ち良く過ごしてもらえるよう環境美化に協力します。 • 観光ボランティアとして協力します。 • 一人一人が本市の自然や食文化など観光資源を理解し広くPRをしていきます。 • 市内在住の外国人と日常的な交流を図ります。 • 交流先の市民等との交流を図ります。 • 国際交流イベントに参加します。 • 自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。 • 移住者のよき相談相手になります。 • 移住者の自治会加入を促進します。
<p>地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 観光客への案内等観光による市の活性化に協力します。 • 市の観光PR活動及び誘客活動に協力します。 • 街並みの美化に協力します。 • 観光協会は、観光振興に関する多面的な活動を行います。 • 市内在住の外国人との交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくれます。 • 地域間交流活動を行います。 • 市民レベルのおもてなし、アフターフォローの体制づくりと支援活動を行います。



4-5 雇用・勤労者対策の充実

前期計画期間における取組と評価

- 県主催の就職説明会やハローワークと連携した高校生を対象とした会社説明会に携わることで、市内事業所の雇用の場の拡充を図り、若者に対して地元企業の情報提供を促進しています。
- 事業所へ向け、女性、障がい者、高齢者の雇用促進や勤労者福祉の充実などの取組の周知・啓発に努めました。

施策の目的

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

この分野の現状と本市の取組

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化の進行とともに、近年の原油・原材料価格高騰などによる経営環境・消費動向の悪化など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本市においても、ハローワークや県との連携により、求職者に対する就職説明会の開催、求人情報の提供などを行っています。

また、求職者に対して求人情報を提供するため、庁舎内に「求人情報コーナー」を設置しています。

この分野における今後の課題

長期にわたる景気の低迷や経済危機等により産業が停滞傾向にある中で、定住の促進のためにも市内における雇用機会の充足が課題となっています。

このため、既存事業所の支援や新たな雇用の場の確保など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めます。また、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・Iターンの促進、女性や高齢者・障がい者などの雇用促進に努めるとともに、労働力(生産年齢人口)の減少を見据えた多様な労働力の活用や労働形態について調査研究するなど、雇用の安定、雇用機会の拡充及び労働力の確保を進めていく必要があります。

さらに、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していくとともに、勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

主要な施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びU・Iターンを促進します。

(2) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、女性、障がい者、高齢者の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりが定住化にもつながることから、事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

(4) 新規就業の促進・定着支援と地域を担う人材育成

新たな産業の担い手となる新規就業者や農業後継者の確保・育成と地域に貢献する人材の育成に努めます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
就業者率	%	88.95	90.0	90.0	生産年齢人口に占める就業者の割合（県市町村内純生産、現住人口）
高校生の地元就職率	%	38.1	45.0	50.0	市内高校生の地元就職率（県南工業開発地域推進協議会調べ）
就職説明会の参加企業数	企業	2	10	15	就職説明会の参加企業数（県南工業開発地域推進協議会） *年2回開催する就職説明会への参加企業数
有効求人倍率	%	0.69	0.67	0.67	有効求人倍率（ハローワーク日南） *年平均値
市の雇用対策の状況についての満足度	%	5.2	15	30	アンケートで市の雇用対策について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関の研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> 企業の福利厚生レベルを高めます。 安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。

基本目標5 安全・安心で、やすらぎのある・くしま

5-1 道路・交通ネットワークの整備

前期計画期間における取組と評価

- 国道448号の整備については、県土整備部に対して、都井・市木地区、改良促進協議会等と連携し、名谷・石波間のバイパスの要望を重ねた結果、県による事業化に向けた調査・検討が行われました。
- 市道の整備については、道路整備方針により整備を図りました。自治会、住民からの陳情・要望・指摘のあった箇所について、維持管理に努めています。
- 通学路の安全対策として、通学路交通安全プログラム会議にもとづき、道路幅員拡幅、歩道設置等の整備を実施しました。また、橋梁については長寿命化計画を策定し、計画にもとづく改修を行うなど、安全で快適な道づくりの推進を図っています。
- 公共交通機関の充実への取組としては、宮崎県バス対策協議会及び日南地域分科会を通して、路線バスの維持・確保に努め、コミュニティバスの乗り込みアンケートや運転手への聞き取りからダイヤ改正を行い、利用者のニーズに合わせた利便性の向上を図っています。

施策の目的

広域的アクセスの向上と市内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、市民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

この分野の現状と本市の取組

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本市の道路網は、国道220号、448号をはじめ、県道、市道でネットワーク化されており、これにJR日南線と路線バス、コミュニティバスで交通網が形成されています。

これら本市の交通ネットワーク機能を最大限に引き出すため必要な広域高速道路網へのアクセスとなる東九州自動車道の整備促進に官民一体となって取り組んでいます。

この分野における今後の課題

高速交通体系の整備が遅れていることに起因する地域整備の遅れが人口減少の一因ともなっています。また、通勤・通学での交通利便性の低い地域もあります。

今後は、関係機関と連携しながら、東九州自動車道の早期整備、国道・県道の整備を促進するとともに、市道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、市道の状況(舗装道路・橋梁等)を把握した上で整備を進める必要があります。

主要な施策

(1) 国道・県道の整備

東九州自動車道の整備促進において、平成26年度計画段階評価を終え、全線バイパスでの対応方針が決定したところであり、次の手続きである都市計画決定の手続きが進められ、平成28年1月にその決定が告示されました。

今後は、関係機関、関係団体と連携を更に強化し、官民一体となり、早期完成に向けて、速やかに「新規事業採択」、「早期整備着手」へと手続きが進むよう、積極的に国に対して、要請していきます。

また、事業主体(国)と連携して各種作業が円滑に進められるよう、積極的な情報収集に努め、情報等の共有化を図ります。

国道448号の名谷石波間の整備については、平成27年末、宮崎県公共事業事前評価委員会を通過したことから、今後は、関係機関と更なる連携を図りながら、早期完成へ向け、積極的に要請していきます。

また、国道220号の整備、国道448号の未改良区間の整備、県道の整備についても、国、県に対して積極的に要請していきます。

(2) 市道の整備

国道・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、市道の整備と橋梁の長寿命化を計画的・効率的に進めます。

また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路(橋梁)整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、橋梁につ

いては長寿命化計画にもとづき改修を図ります。

(4) 公共交通機関の充実

市民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、JR日南線、路線バスの維持・確保、コミュニティバスの利用者の利便性向上に努めるとともに、人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実に努めます。

また、コミュニティバスの乗り方教室の開催などを通して新規利用者の獲得に向けた取組を行います。

(5) 福島港の活用

福島港については、今般の経済状況と日南市の油津港・志布志市の志布志港との位置関係からも、役割分担、新たな方向性を見出す必要があり、今後、関係機関との協議を踏まえながら、港湾の機能が十分に発揮できるよう所要の港湾施設の整備を要請するとともに、物流以外の港湾利用、周辺エリアの活用も視野に新たな利活用についても促進していきます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市道改良率	%	39.7	43.7	46.2	市道の改良率
市の道路の整備状況についての満足度	%	22.8	20.5	21.7	アンケートで市の道路の整備状況について満足と答える市民割合
コミュニティバスの年間乗車人数	人	28,842	30,000	30,000	コミュニティバスの年間乗車人数
公共交通機関の状況についての満足度	%	20.8	25.0	50.0	アンケートで市の公共交通機関の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通機関を利用します。 清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。 市民ニーズに即した鉄道・バスの運行を安全性を第一として実施します。 交通環境のバリアフリー化に努めます。

5-2 情報ネットワークの整備

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、情報通信基盤の整備として、携帯電話不感地帯の解消に取り組むとともに、ブロードバンド整備においては、情報収集、実施案の作成に取り組んでいます。
- 電子自治体の構築への取組では、各種既存システムはバージョンアップ等により維持・充実を行っています。あわせて、ネットワークを維持するためのスイッチ類、電源においても更新に努めています。

施策の目的

情報通信基盤の整備を促進し、市民のまちづくり活動のための必要な施策の推進に努めるとともに、積極的な情報発信による産業活動の活性化や防災情報体制の整備に努め、情報化社会の変化に対応できるまちづくりを目指します。

この分野の現状と本市の取組

I C T^{*}の飛躍的な進歩に伴い、情報通信基盤の整備が進み、これらの基盤環境の有効活用が重要な社会テーマとなってきています。

さらに自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、『いつでも・どこでも・何でも・だれでも』がネットワークを利用できる「ユビキタスネット社会」の実現に向けた取組が進められています。

本市では、国の地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、市内のすべての公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備し、行政内情報の共有化を図るとともに、市民生活に有効な情報をタイムリーに発信してきました。

この分野における今後の課題

市内には未だインフラ^{*}整備が十分でない地域も存在し、その解消が急務となっています。

情報通信技術の活用促進が地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、市域内へのさらなるインフラ整備

* I C T：情報通信技術

* インフラ：システム等を有効に機能させるための施設や設備、回線等の社会基盤

を推進して、市民への多様なサービスの提供を図るとともに、地域間の情報交換やコミュニティ育成の手段としての活用、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取組を一層推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 情報通信基盤の整備

防災・観光等と連携した国の補助事業を活用し、ブロードバンド^{*}環境の整備促進、高度化を図るなど、情報基盤の整備を図るとともに、災害時等の住民への情報伝達手段の確保を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、システムの全体最適化を推進するとともに、関係機関との連携のもと、インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムを構築し、事務の迅速化を図ります。

また、公式サイトについて、その内容充実及び有効活用を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の支援

市民の情報リテラシー^{*}の向上とともに、活用を進める上での情報セキュリティ水準の向上を支援するため、生涯学習教育と連携した取組を図ります。

また、eラーニング等を活用した職員研修を行い、職員の情報セキュリティに関する知識等の向上を図ります。

^{*}ブロードバンド：高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービス

^{*}情報リテラシー：コンピュータを使いこなす能力

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
情報基盤整備率	%	20.6	↑	↑	市内情報基盤の整備率（光ファイバー、ADSL接続世帯）
市の情報環境の状況についての満足度	%	13.3	16	21	アンケートで、市の情報環境の状況について満足と答える市民割合
パソコン、スマートフォンなどでインターネットを利用している人	%	—	—	77.6	アンケートでパソコン、スマートフォンなどでインターネットを利用していると答える市民割合
電子申請可能サービス数	件	0	↑	↑	電子申請が可能なサービス件数
市職員に対する情報セキュリティ研修回数	回	1	2	3	市職員に対する情報セキュリティについての研修回数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ICTに親しみ、利用することで生活の充実を図ります。 情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。
地域・団体・事業者	<p>地域・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTの利活用により地域の活性化を図ります。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに対応した情報コンテンツ(内容)を提供します。 利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ICTを利活用しながら、地域住民との交流連携に取り組みます。 市と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。

5-3 住宅・市街地の整備

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、良好な住宅地を形成するため、木造住宅耐震化促進に関し、住民の防災意識向上のため、耐震診断及びアドバイザー派遣を行いました。
- 公営住宅の整備・改修については、「公営住宅マスタープラン」及び「公営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、計画的に建替え、改修を行いました。
- 串間駅西部地区の市街地再整備については、国道歩道整備を含む区画整理事業を目指し、取り組んで参りましたが、地方創生の流れの中、商店街活性化など、地域の自主性とにぎわいを創り出す「まち・ひと・しごと」につながる施策として、国と協議調整の中、「道の駅」第二ステージとなる「まちなかの道の駅」構想が発案され、具体的実施に向けた調整を行ってきました。
- 平成26年度には、既に事業化されている旧吉松家住宅周辺整備事業と併せた中心市街地の総合的なまちづくりの方向性を示す「串間市中心市街地まちづくり基本計画」を策定し、平成27年度にまちなかの集客戦略の核となる「道の駅」について、一体型整備に関する覚書を国土交通省と締結し、事業連携を図るところです。

施策の目的

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形式を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備に努め、にぎわいと人の交流を促進するまちづくりを進めます。

この分野の現状と本市の取組

住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

良好な住宅地や公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちなのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

本市では、市街地内の未利用地もあり、この有効活用とともに定住を促進するための住宅用地の開発が求められており、老朽し解体を実施した市営住宅跡地の造成などにより宅地開発を実施しました。さらに、市営住宅の集約化を図ることで、密度の高い居住環境の整備に着手しています。

また、にぎわいと交流人口の増加を主たる目的とする、まちづくりの方向性を

示した「串間市中心市街地まちづくり基本計画」を国・県などの関係機関をはじめ、有識者の協力を得ながら、市民協働のもとで策定しました。

この分野における今後の課題

本市の公営住宅については経年化が進み、これらへの対応が課題となっています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保と若年層の定住促進に向けた取組も求められています。

さらに、市街地の未利用地については、街路整備等を含めた宅地政策を図る必要があります。

主要な施策

(1) 良好な住宅地の形成

定住の促進と安全・安心・快適な住環境の確保に向け、良好な環境の住宅地形成を誘導します。

また、民間木造住宅の耐震性向上を図るため、「住宅・建築物耐震改修等事業」に取り組んで参ります。

(2) 中心市街地の整備

地域の自主性とにぎわいを創出し、通過型観光客等の来訪者を呼び込み交流人口の増加を図る施策として、「串間市中心市街地まちづくり事業」を進め、併せて公的機能等を集積したコンパクトシティの形成を目指します。

中心市街地の集客戦略の核となる「まちなかの道の駅」について、オープンまでに様々なソフト戦略を市民協働のもと進めるとともに、国指定重要文化財である「旧吉松家住宅」の周辺地域への回遊を促す施設整備を市民団体等と連携を図りながら進めます。

さらに、各集落とコミュニティバスで結ぶことにより、集落ネットワークの場として、住む人と訪れる人が互いに出会い、交流できる拠点・環境づくりを推進します。

(3) 安全・安心して暮らせる宅地の供給

居住者の利便性、地域間や世代間のバランス等を考慮しながら、快適で安全・安心して暮らせる宅地の供給に民間事業者との連携のもと取り組みます。

(4) 公営住宅の計画的な整備充実

各種指針にもとづき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづく

り、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化した公営住宅等の改良等に努めます。

(5) 居住環境の総合的整備

すべての市民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。

(6) 公共施設やインフラ等の適正な維持管理と更新等の推進

公共施設等総合管理計画により、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を図るとともに、市内道路網等の整備によるネットワーク化を推進します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市営住宅管理戸数	戸	410	413	415	市営住宅建替による戸数確保及びストック改修による安全な住戸の確保
地元の公園などの維持管理（草刈りや清掃など）に参加している人	%	46.1	↑	↑	アンケートで地元の公園などの維持管理（草刈りや清掃など）に参加していると答える市民割合
市の住宅施策の状況についての満足度	%	16.3	↑	↑	アンケートで市の住宅施策の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・居住まわりの生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 ・既存イベントの拡充や新規イベントの展開など、独自のにぎわい戦略を行います。
地域・団体・事業者	<p>地域・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 ・「まちなかの道の駅」をまちぐるみで創り育てます。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

5-4 交通安全・防犯体制の充実

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、春と秋の全国交通安全運動、夏の交通安全県民総ぐるみ運動、年末の飲酒運転根絶・交通事故防止運動を通じて、串間警察署、串間地区交通安全協会、串間市交通指導員会と連携し、また、交通少年団と協力して市内複数個所において啓発キャンペーンを実施するとともに、広報誌記事掲載、幟旗掲出等を実施して、市民の交通安全意識の醸成を図り、交通死亡事故ゼロ日数365日を達成する等の成果を得ることができました。
- 住民の交通安全を確保するため、カーブミラー、区画線、防護柵等の設置を行うなど、安全な道路環境の整備・維持に努めています。
- 県下防犯会議や市みんなでつくる安心のまち推進協議会、青少年育成協議会等の各種会合において、体制構築、施策等を協議し、見守り隊等と連携したパトロール活動を展開し、防犯体制強化を図っています。

施策の目的

交通安全への意識の高揚に努め、生活様式の多様化による犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、市民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組

全国の交通事故数及び交通事故死亡者数は近年減少傾向にありますが、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、子どもの交通事故とともに懸念されています。また、大きな社会問題となっている飲酒運転による交通事故についても減少傾向にありますが、飲酒による交通事故は重大事故となる場合が多く、その根絶が強く求められています。

さらに、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、だれもが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、振り込め詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。

本市では、交通事故の発生を防止するため、串間警察署等関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。

防犯については、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めてきました。

この分野における今後の課題

市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域からの交通安全教育の実践をはじめ子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。

さらに、社会環境の変化や核家族化等による地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など市民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、啓発キャンペーンのマンネリ化が感じられることから、交通安全・事故防止に直結するグッズの配布、配布方法の効率化等、実効性のある施策の計画を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線など交通安全施設をはじめ、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

(3) 防犯意識の高揚

申間警察署や交通安全対策協議会等関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(4) 防犯環境の充実

各自治会や事業所及び小・中学校PTAなどの自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、まちぐるみの防犯活動の体制の強化を図ります。

また、自治会との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めるととも

に、犯罪抑止効果等の高い「防犯カメラ」の設置や、来所者、出入業者及び職員等の生命身体等の安全を確保するため、公共施設(市役所、出先機関、小学校等)における「緊急通報装置」の設置を検討していきます。

みんなでやっ度(成果指標)

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
交通事故発生件数	件	77	↓	↓	年間の交通事故の発生件数
刑法犯認知件数	件	104	↓	↓	刑法犯の年間認知件数
身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加している人	%	10.6	↑	↑	アンケートで身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加していると答える市民割合
市の交通安全体制についての満足度	%	28.0	32.4	33.6	アンケートで市の交通安全体制について満足と答える市民割合
市の防犯体制についての満足度	%	25.1	↑	↑	アンケートで市の防犯体制について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。 自主的な地域安全活動を行います。 地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。 自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります(外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育等)。 自主的な防犯・地域安全活動を行います。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、コミュニティを通じて、交通安全を啓発します。 地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。自治会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。 防犯灯の設置を行います。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する啓発、研修を実施します。 犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。

5-5 消防・防災・救急体制の充実

前期計画期間における取組と評価

- 総合的な防災体制を構築するため、避難路整備については、地区での避難路整備に対する補助を自治会に対して実施し、避難場所の周知についても行政連絡文書や市の公式サイトを活用し周知を図るとともに、地域の商工業者と食糧等に関する協定を締結するなど防災体制の確立に努めました。
- 地域での防災力を強化するため、沿岸部地域における津波ハザードマップを作成し、各世帯に配布することで防災意識の啓発と情報提供の充実を図りました。また、各地域における防災訓練を通じ、自主防災組織の意識強化を図るとともに、防災ボランティアの方に訓練運営の一助を担っていただくことで、各地域の防災リーダーの育成を進めています。
- 消防体制の基盤強化を図るため、緊急通信受付指令設備、非常通信用非常電源装置、耐震性貯水槽、救助用ボート、消防ポンプ車等の更新、大規模災害時に広域通信ネットワークを確保するための消防救急デジタル無線設備の整備を図りました。
- 今後は、防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進していきます。

施策の目的

自然災害からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な消防・防災・救急対策を推進します。

この分野の現状と本市の取組

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、国民一人一人や企業等の発意にもとづく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、こうした災害から安心・安全な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

また、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。

本市は、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画及び国民保護計画にもとづく自主防災組織の育成、防災訓練等の実施、防災知識の普及、各種防災資機材等の備蓄、避難施設・避難路等の整備などに取り組んできたほか、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に強いまちづくりを進めてきました。また、消防団との連携を図り防火・防災に努めています。

この分野における今後の課題

今後も、災害時の情報伝達手段のために、防災行政無線等の取組を一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

また、世界各地でテロ等が多発する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。このため、地域防災計画・国民保護計画にもとづき、市及び防災関連機関、市民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

しかし、高齢化の進行等を背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

このため、常備消防・救急体制のさらなる充実強化や消防団を中心とした地域での消防力の強化を図る必要があります。

主要な施策

(1) 総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画にもとづき、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、各世帯での備蓄を呼びかけるなどさらなる防災意識の向上を図ります。

また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画にもとづき市民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災士などの防災ボランティアの育成を推進します。

さらに、木造住宅の耐震化の啓発推進など市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

また、自主防災組織の未結成自治会に対して、今後さらに結成を促すとともに、

既加入組織の活動を活発化させる取組を進めます。

(3) 要配慮者対策の充実

関係機関と連携して、要配慮者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

個別計画作成については、自治会の協力及び、避難行動要支援者本人の同意を得て、支援者を選定し、関係機関と連携しながら、大規模災害時に避難行動要支援者を救うことができる仕組みの構築を図ります。

(4) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化を図るため、常備車両等整備計画にもとづき、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備を図ります。また、高度な救急救命処置を提供するために救急救命士及び救急隊員の知識及び技能を向上させるために各種研修に取り組むとともに、市民による適切な応急手当が傷病者の救命に大きく係わることから応急手当の普及啓発活動に取り組めます。

(5) 非常備消防体制の充実

非常備消防の基盤強化を図るため、非常備車両等整備計画にもとづき、消防施設、消防車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ、資機材の整備充実を図り、消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

(6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

市民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED^{*}による応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(7) 治山治水対策の推進

浸水被害の恐れのある河川の整備、土石流がけ崩れ、山地崩壊等の土砂災害対策については、関係機関との連携のもとその整備を進め、安全の確保を図ります。

*AED：自動体外式除細動器

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
自主防災組織の組織率	%	75.2	80	100	自主防災組織の組織率（組織自治会数/全自治会数）
火災発生件数	件	9	↓	↓	年間の火災発生件数
1年間に、防火・防災訓練に参加したことがある人	%	21.2	25	33	アンケートで1年間に、防火・防災訓練に参加したことがあると答える市民割合
市の消防・救急体制についての満足度	%	38.5	50	80	アンケートで市の消防・救急体制について満足と答える市民割合
避難路・避難場所を知っている市民割合	%	73.5	85	100	アンケートで避難路・避難場所を知っていると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。 ・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。 ・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。 ・消防団に参加します。 ・防災訓練に参加します。 ・自主防災組織に参加します。 ・避難路・避難場所を確認します。 ・自ら身を守り、地域で助け合うことを基本に災害に対応します。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。 ・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。 ・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

5-6 消費者対策の充実

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、消費生活トラブルへの注意喚起を、広報、パンフレット、啓発入りティッシュ等を配布するとともに、不当・架空請求、振り込め詐欺等の情報を防犯メールで周知しています。
- 消費生活相談を実施し、県消費生活センターと連携して解決に向けたアドバイスを行っています。
- 高齢者クラブやサロン会における出前講座により交通安全、防犯について現状や予防策等を説明し、防犯意識の高揚を図っています。

施策の目的

消費者保護に関する啓発などを推進するとともに、消費関係団体・グループの活動支援を進めるとともに、消費生活相談を実施して、自立する消費者の育成に努めます。

この分野の現状と本市の取組

近年、若者や高齢者を狙った不当・架空請求やインターネットによる詐欺、家屋の点検・リフォーム商法等、消費者トラブルは急増し、またその内容も多様化・複雑化するなど社会環境は大きく変化しています。

本市では、県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供や講座等の開催、相談への対応などを行い、消費者対策を推進しています。

この分野における今後の課題

消費者が、安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、安全が確保されること、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指して消費者保護対策を推進することが求められます。

主要な施策

(1) 消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

とりわけ、最近被害の多い不当・架空請求、振り込め詐欺などの情報を広報紙、防犯メール等を活用して提供します。

(2) 消費生活相談の実施

県消費生活センターとの連携による消費生活相談の実施や、被害発生時における効果的アドバイス等を行います。

また、他団体等への相談件数等の情報収集に努めます。

(3) 高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携して高齢者をサポートします。

また、広報紙、キャンペーン、防災行政無線、高齢者クラブやサロン会等の会合を活用した情報発信を推進していますが、これらに触れることの無い生活環境にある、情報難民的な高齢者に対する施策を図ります。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
消費者相談件数	件	3	5	5	年間の消費者相談件数
消費生活相談員数	人	2	2	2	消費生活相談員の人数（他の業務と兼務）
高齢者等の消費者啓発講座受講者数	人	227	100	100	年間の高齢者等の消費者啓発講座受講者数
市の消費者対策の状況についての満足度	%	14.8		20.0	アンケートで市の消費者対策の状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。 行政に対して、実態の情報を提供します。
地域・団体・事業者	<p>地域・消費者団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び消費者団体間で、情報の共有化を行います。 消費生活情報の提供を行います。 消費者教育、啓発事業を実施します。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任ある商品やサービスを提供します。 適正な表示及び取引方法を実施します。

基本目標6

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

6-1 環境施策の総合的推進

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、毎月、広報紙にて「地球(いのち)のメッセージ」を掲載し、環境に関心を持ってもらうよう努め、環境保全意識の高揚を図っています。
- 環境保全活動の取組として、各自治会にリサイクル推進員を設置し、月1回の資源ごみ回収時にごみの分別の指導をしています。
- ボランティア清掃を行う個人・団体にごみ回収用の袋を無償提供する等、環境美化活動を推進するとともに、毎年市内各学校等で、水辺学習を推進しています。
- 再生可能エネルギー導入の推進として、平成26年3月に「串間市エネルギービジョン」を作成し、本市の自然環境を活かした再生可能エネルギーの誘致と発電事業者への円滑な行政手続きのサポートに努めました。
- 住宅用太陽光発電補助事業を実施し、串間市内の太陽光発電システム普及率の向上により、一般家庭から出るCO₂の削減に努めています。

施策の目的

自然環境と調和した、市民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

本市には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場が形成されています。また、農地や山などの自然環境と調和した町並みが形成されています。そして、これまで、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及を図り、クリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりを推進しています。

この分野における今後の課題

庁内及び関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、ごみの不法投棄防止対策、再生可能エネルギーのさらなる導入などあらゆる環境問題へ

の対応を市民との協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全に関わる啓発活動や環境学習の推進と市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着を図り、また、安全で安心な地域社会の構築を図ります。

(2) 環境保全活動の促進

環境美化運動の推進、CO₂削減となるリサイクル運動、省資源・省エネルギー運動など、市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、環境ボランティアの育成・支援に努めます。

また、希少野生動植物種の保護や農地や森林の持つ公益的機能の増進を図るための地域住民による持続的な生産活動や多様な保全管理活動を支援します。

さらに、河川など水辺の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、水辺環境調査については、学校へ調査参加への理解を求めています。

(3) 公害等環境問題への対応

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

(4) 美化運動の推進

市民の参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。

(5) 不法投棄の防止

啓発看板の設置、市民の監視のもと不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に努めます。

(6) 感染症の予防

衛生体制の確立のもと、関係機関と連携し、感染症等の予防と感染の防止に努めます。

(7) 墓地・火葬場の充実

火葬場については、良好な環境を保つために、最新の技術を取り入れながら施設の維持管理に努めます。

また、墓地については、使用者にやすらぎを与える環境の良い墓地として維持管理の充実を図ります。

(8) 動物愛護と適性飼育

動物の愛護と適正な飼育を働きかけます。また、畜犬登録を行っていない市民への登録指導に努めます。

(9) し尿等処理体制の充実

収集・運搬体制の確立に努めるとともに、下水道事業の進捗に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加も見据えながら、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めます。

また、し尿処理施設については、老朽化が目立ちはじめ故障が多くなってきているため、長寿命化計画にもとづき年次的な整備に努めます。

(10) 再生可能エネルギー導入の推進

地域特性を活かした再生可能エネルギーのさらなる導入を推進し、豊かな自然と調和したクリーンエネルギーの積極的な活用を図ります。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市のCO ₂ 排出量	t	8,783.1	8,134.9	7,736.2	市の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量の削減
環境関係市民団体数	団体	6	↑	↑	環境に関する活動団体数
市の環境保全の状況についての満足度	%	22.3	↑	35.0	アンケートで市の環境保全の状況について満足と答える市民割合
市のし尿処理の状況についての満足度	%	40.7	↑	50.0	アンケートで市のし尿処理の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電等自然環境に配慮した生活を行います。 ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。 ・地域等で行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・省エネに努めます。 ・地球温暖化防止に努めます。 ・不法投棄の監視に参加します。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害関係法令を遵守して事業活動を行います。 ・環境マネジメントシステム(ISO14001)の導入等環境に配慮した業務システムを確立します。 ・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。 ・省資源・省エネルギーの推進を図ります。 ・省エネに努めます。 ・地球温暖化防止に努めます。 ・不法投棄の監視に参加します。

6-2 ごみ減量化等の推進

前期計画期間における取組と評価

- ごみ収集・処理体制の充実を図るため、「日南・串間ごみ処理広域化基本計画」を平成23年3月に策定し、可燃ごみについては平成28年4月から広域処理することとしました。
- プラスチック製容器包装のリサイクルを平成29年4月から開始することとしました。
- ごみの分別・出し方については、毎年周知しており、公式サイト上でも公開しています。
- 各自治会ごとにリサイクル推進員を選出して、資源ごみの回収時に分別の指導を行っています。

施策の目的

市民、事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクルなど「ごみゼロ」に向けた取組を進めるとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

この分野の現状と本市の取組

環境保全の重要性が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とするごみゼロ社会を形成していくことが求められています。

本市では、ごみ処理対策、リサイクル対策に取り組み、その成果を着実にあげてきています。

この分野における今後の課題

今後は、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあることから、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、市民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

主要な施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

「日南・串間ごみ処理広域化基本計画」により、広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に則した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

(2) ごみ減量化・4R運動の促進

広報・公式サイトによる周知や、各団体や教育現場での説明会等など広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動をはじめ、リサイクル活動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市民一人あたりごみ 排出量	g	1,087	1,010	980	一日の市民一人あたりの ごみ排出量
家庭から出されるご みのうちリサイクル されている割合	%	13.99	19.7	25.2	家庭から出されるごみの うちリサイクルされてい る割合
資源回収量	t	1,123	1,442	1,647	年間の資源の回収量
ごみ処理・リサイク ル等の状況について の満足度	%	51.7		80.0	アンケートでごみ処理・ リサイクル等の状況につ いて満足していると答え る市民割合
環境に配慮した生活 をしていると答える 市民割合	%	71.4		80.0	アンケートで環境に配慮 した生活をしていると答 える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> • ごみの分別を確実に実施します。 • 家庭のごみ発生を少なくします。 • 4R運動を行います。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> • ごみの分別を確実に実施します。 • ごみの発生を少なくします。 • 4R運動を行います。

6-3 上下水道の整備

前期計画期間における取組と評価

- 水道事業の健全経営を推進するため、平成22年度から平成24年度までに行われた公的資金補償金免除繰上償還を活用し、高利企業債(利率6%以上)を低利民間資金へ借り換えるとともに、平成24年4月検針分から平均21.9%の料金値上げを実施し、経営の健全化を図りました。
- 本市の公共下水道は平成6年度に都市計画決定を行い、その後平成8年度に事業認可を受け、平成9年度より工事に着手しました。これまで適宜計画の見直しを行っており、現在、全体計画区域403ha中、第一期整備とし、事業認可区域144haを平成26年度にて完了したところです。計画当初は、中心市街地において、汚濁の激しい天神川・馬場川の水質改善が急務であったため、排水対策の中で最も整備効果が発揮できる集合処理方式の公共下水道事業にて整備を実施し、その他の区域については、合併浄化槽の普及に努め、対策を講じてきました。
- 最近においては、ゲリラ豪雨等の集中豪雨が年数回発生するなど気象状況も変化しており、度々床上・床下浸水及び道路冠水している状況が発生しました。そのため、事業区域として13.8haを対象区域とし、その内、補助区域6.7ha、それ以外を単独区域7.1haとして設定を行い、財政状況等を十分考慮しながら整備計画を立案し、また、解析を行い、経済比較・費用対効果を図り、既設排水路の利活用もを行い、必要最小限の整備が図れました。

施策の目的

安全な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行い、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。下水道の水洗化率の向上を目指すとともに、経営の安定化を推進します。

この分野の現状と本市の取組

水道は、健康で快適な市民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

また、下水道は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のためにさらなる加入促進が求められています。

本市では、上水道及び簡易水道の安定的な供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進めてきたことにより、中心市街地を貫流する汚濁の激しい二級河川天神川・馬場川において、少しずつではあるものの水質の向上がみられています。

この分野における今後の課題

今後は、各種水道施設の整備、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努め、下水道については供用開始済みの処理区域については、水洗化率の向上を図るとともに、農業・漁業集落排水事業も含めて経営安定化を進めていく必要があります。

また、市街地において、都市下水路が整備された時代と比較すると宅地化が進み土地の保水力が低下しており、さらには近年のゲリラ豪雨等の異常気象により浸水被害の発生回数が増加してきており、浸水対策を講じる必要があります。

主要な施策

(1) 計画的な水道施設の整備

施設の老朽化と未普及地域に対応し、水道施設の計画的な整備と長寿命化を図り、また、未普及地域への水道整備については、引き続きアンケート等による情報収集を行い、現状に沿った整備計画を図ります。

(2) 水道事業の健全運営

水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の削減など水道事業の健全運営に努めます。

包括的民間委託については、委託形態の理想形に少しでも近づけ、最大の効果を図れるよう、段階的に委託を実施しながら効率化に努めます。

(3) 節水意識の高揚

節水に心がけ、水資源を大切にすることを意識の高揚に努めます。

(4) 下水道整備の推進

市民の生活環境の向上と公共用水域の保全を早期に実現すべく、公共下水道、合併処理浄化槽の整備事業の推進を図り、市全域における生活排水処理施設整備の早期実現に努めるとともに、未整備地区において、より効率的な汚水処理施設整備の在り方について、住民アンケート・説明会等を実施しながら、十分な検討を加え、その方向性を示すことができるよう努めます。

(5) 集中豪雨への対応



市街地における浸水対策を講じるとともに、対策整備を実施した区域の整備効果の検証を行いながら、浸水解消の動向・豪雨時の状況把握を行い安心・安全な生活環境の確保に努めます。

(6) 経営安定化の推進

水環境・水資源にかかわる啓発活動を促進し、水洗化率の向上、接続向上対策の強化を図るとともに、地方公営企業法の適用も視野に入れながら、事業の経営安定化を推進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
有収率	%	80.65	90.45	91.25	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率
水源水質管理強化に伴う施設整備率	%	66.0	83.0	100	整備区域と未整備区域との割合。
市の上水道の状況についての満足度	%	46.3		50.0	アンケートで市の上水道の状況について満足していると答える市民割合
市の生活排水処理の状況についての満足度	%	30.0		40.0	アンケートで市の生活排水処理の状況について満足していると答える市民割合
水洗化率	%	62.3	63.1	73.5	下水道区域の水洗化率 (公共下水道事業認可計画区域、農業集落排水区域、漁業集落排水区域)

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 ・宅内漏水の早期発見のため、水道メーター器の注視に努めます。 ・公共下水道が整備された場合は、速やかに加入して使用します。 ・異物(油や生ゴミなど)を流さないよう、生活排水に注意します。 ・合併処理浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。
地域・団体・事業者	<p>地域・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 <p>貯水槽設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内漏水の早期発見のため、水道メーター器の注視及び貯水槽などの施設の日常管理に努めます。 <p>串間市排水設備指定工事店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道が整備された場合は、積極的に保有施設の接続を行います。 ・技術的情報の共有化など事業課との連携を図り、接続工事の積極的な営業を行い加入促進に寄与します。

6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全

前期計画期間における取組と評価

- 本市では、平成26年度に北方地区多目的公園を整備したことから、地区のコミュニティの場として、また健康増進への利活用が期待されています。また、各地区の都市公園においては、清掃・草刈り業務の委託により、環境美化に取り組み、身近な公園として利活用されています。
- 河川については、生態系に配慮するとともに、災害防止、環境美化の観点から、堆積土砂の浚渫等整備を行っています。また、「ふるさとの水辺環境を守る会」と連携し、河川浄化の取組も行っています。
- 総合運動公園の整備・活用を図るため、平成25年度に長寿命化計画を策定し、計画的な修繕、更新を行うこととし、更新においては機能更新も行い、利用者のニーズに合った施設として整備することにより、今後のスポーツキャンプ・イベントの誘致活動の効果が期待されます。

施策の目的

市民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び水辺の保全を図ります。

この分野の現状と本市の取組

公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

また、公園や緑地は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

本市では、街区公園などの整備を計画的に進め、近年のスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応してきています。

この分野における今後の課題

市街地等においては、生活に密着した身近な公園や広場の整備を求める声が高まっています。このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が水と緑に包まれた、美しいうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 公園の活用と河川整備

これまで整備してきた公園の活用を図るとともに、河川や水路等についても、自然環境の保全に留意しながら河川改修を行うとともに、ボランティア団体等とも連携して水と親しむことのできる環境の保全・整備を図ります。

(2) 地域の公園・広場の整備

身近で、子どもから高齢者までが利用でき、様々な機能を備えた公園・広場の整備を図るとともに、適正な維持管理、利用者の安全確保、公共空間の環境整備に努めます。

(3) 総合運動公園の整備・活用

施設の整備・改修により、市民のスポーツ・レクリエーション、いこいの場としての利用増進、またスポーツイベント・キャンプの誘致活動に努めます。

また、本公園は、防災公園としての位置づけもあり、国の補助事業を活用しながら事業の進捗を図っていますが、施設の更新については相当の事業費・期間を要することから、適正な維持管理により、利用者の安全確保に努めていきます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
スポーツキャンプで総合運動公園を利用する団体	団体	35	40	50	総合運動公園のスポーツキャンプ利用団体数
総合運動公園利用者数	人	61,454	58,000	66,000	総合運動公園の年間利用者数
市の公園・緑地の整備状況についての満足度	%	28.8	35	50	アンケートで市の公園・緑地の整備状況について満足していると答える市民割合
市の親水空間の整備状況についての満足度	%	19.0	35	50	アンケートで市の親水空間の整備状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・居住まわりの生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化運動に参加します。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化運動に参加します。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性と快適性に優れた住宅を供給するとともに、公園の整備に努めます。

6-5 景観の保全・形成及び土地利用

前期計画期間における取組と評価

- シーニックバイウェイ串間エリア推進協議会と連携し、国道448号等の沿道に植栽を行うなど修景美化活動を行うとともに、市道の草刈り等においては、自治会に委託する等、官民協働での美化活動に取り組んでいます。
- 旧吉松家住宅周辺整備計画においては、仲町通りを中心に景観ルールの策定など、今後の取組を計画に示すことができました。
- 地籍調査事業により土地の明確化を図り、土地の有効活用に寄与することができました。

施策の目的

快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、市民の合意にもとづき、本市特有の自然景観や田園・山林と共生する町並みの保存と計画的な市街地景観づくりを進めていきます。

また、土地利用の基本方針にもとづき、土地の有効利用を進めます。

この分野の現状と本市の取組

美しい景観の形成は、自然環境の保全とあわせて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む地域も増えてきています。

本市には、農地や山林などの自然環境と調和した町並みが形成されているとともに、“全市公園”ともいえる緑の景観があり、道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しています。

また、国土調査法による地籍調査を行い、年次的に土地の明確化を進めています。

この分野における今後の課題

近年は、生活様式・経済社会活動の変化により、屋外広告物など町並みや田園の景観を阻害する要因も現れてきており、今後は、市民や事業者の理解と協力のもと、自然景観や町並みの保存に努め、美しい景観を整備していく必要があります。

主要な施策

(1) 景観の保全

本市特有の自然景観や田園・山林などと共存する町並みは貴重な景観資源となっているため、シーニックバイウェイの取組など市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

(2) 市街地景観づくり

市の玄関となるJR各駅周辺、中心市街地、沿道周辺などは、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。

また、旧吉松家住宅前の仲町通り等については、景観ルールの策定に向けて、研修会等を行うなど、市民・地域住民とともに進めていきます。

(3) 土地の有効活用

土地の有効活用を図るため、地籍調査事業による地籍の明確化に努めます。また、事業完了まで長期の期間を要するため、計画的な事業の実施に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成25年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
本市の景観の状況についての満足度	%	21.3	30	50	アンケートで市の景観の状況について満足と答える市民割合
本市の緑化の推進状況についての満足度	%	26.9	40	50	アンケートで市の緑化の推進状況について満足と答える市民割合
地籍調査の進捗率	%	27.3	30.9	41.1	調査済面積による進捗率

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。 一筆毎の立会いを行い、土地の境界を確認します。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 まちの美観や景観に配慮した事業者を建築します。 南那珂森林組合は地籍調査を行います。

第五次串間市長期総合計画 後期基本計画

平成28年3月

串間市役所

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方 5550

TEL : 0987-72-1111

FAX : 0987-72-6727

<http://www.city.kushima.lg.jp/>

